

は、政府の政令である程度できると確信しておりますから、どうぞひとつ十分に民意を尊重せられまして、この免税の引上げによつて日用雑品——衣料でありますとか、食品でありますとかについて、一段と政府の猛省を促したいと思つておきます。

次に伺ひたいと思ひます。事柄は、今回の改正法案に對しまして、私は現段階におきます日本の民衆というものは、一時的に税金をきめるといふことは、はなはだ行き過ぎであると考えております。われわれが選挙区をまわりましても、あるいは各府県をまわりましても、やまやまとして、これは平田局長も御答弁になつており、ここに速記録があります。若い二十二、三歳の青年で、二、三年の経験の者が第一線に立つて、われわれの所得を決定し、租税を決定いたしております。こういう段階におきましては、はなはだ行き過ぎがあると思ひますから、私の根本理念であるところの民間業者をひとつ入れて、今回の改正案に織り込んでもらいたいといふことを強く要望いたしておいたのですが、これに對します政府のお考えを承りたい。

○平田政府委員 税務の運用がいろいろ問題が多いといふことは、三宅さん御指摘の通りであります。私もいろいろいたしまして、いかにしてこれを改善するか、非常な苦心をいたしておる次第でございます。その根本は御指摘の通りやはり職員の素質と能力の向上をはかるというのが問題でありまして、私もいろいろ考へておるわけでございます。最近におきましても新

たに職員を採用する場合におきましては、年齢が相当以上でありまして、そして高等専門学校以上の学歴を有する者の中から優先して採用する。しかもこれも相當嚴重な試験を行つて採用するといふことにいたしましたのでございませう。先般実行いたしました結果にかなりみましても、相當多数の応募者があつて、優秀な人材が集つて来たやうであります。将来におきましては現在いる職員の訓練を十分行いますと同時に、採用の場合におきましてはさうな方法をさらに継続いたしまして、十分素質の向上をはかつて行くやうにいたしたいと思つております。なお民間から入れたらどうかといふ話であります。今申しました試験には民間の経験のある人も相當応募しまして、採用されておるものもあるやうでござい

ます。御指摘の点は、場合によりましてはあるいは委員会等を設けて、そこでいろいろ問題を審議したらどうかといふやうなことも関連するかと思ひますが、この点は今回新しく協議団の制度を設けることにいたしましたのであります。この協議団の制度を設けるにつきますと、民間から選出されたい委員といつたやうな組織にするか、あるいはやはり専門の官吏といふやうな身分のものとするか。この点につきましても、十分意見の交換を行つた上できめたのでございしますが、考え方としましては、責任のある仕事をやらせる上におきましては、やはり専門の官吏がいだらうという結論になつたのであります。そのかわり今申しましたやうに官吏を十分育て上げ

て、しかもほかの仕事あまりやらせないで審査の適正な処理といふことだけをして、主として担当してやらせるということになりまして、おのづから納税者の立場も十分擁護するやうなことがなつて来まして、運用がうまく行くんじやないかといふやうなことを考えまして、かような組織に相なつたのでございします。そうしましてこの協議団の組織につきましても、目下具体案を国税庁の方で研究いたしておりますが、できる限り民間で相當の経験のある人を試験等の方法によつて採用しまして、そういう者を協議団の中に相當入

れるやうにとりかはらうて行きたい、かように考へておる次第でございします。

○三宅(則)委員 今主税局長は官吏の協議団を設ける、こゝういふお話であります。同じ穴のむじなであつて、やはり私はよろしくない。原案を税務署長なり税務官吏がつくるのはけつこうであります。私の案としてはこれの最後の決定をするのは委員会制度を設けて、各町村から十五名ないし二十名くらいは所得調査員に類するやうな委員を公選もしくは選任いたしまして、これらの者を中心にするといふことにいたしました方がよろしいと思ひますが、これに對しては政府はどう考へておられますか、伺ひたい。

○平田政府委員 結局専門の官吏がよいといふ一番の根拠は、大体かように考へておるものであります。もと／＼所得の調査といふものは、適當にさばくとか、常識でさばくといふ性質のものではない。あくまでも所得を計算するには基礎になる事実を調査しなければ

ならない。所得があるかないかについては収入が幾らあるか、経費が幾らかつておるかといふことが基本でありまして、その事実を必ず正確に調べるというのが最も適正な課税の基礎でございします。この事実を明らかにしめるといふのは、今度の青色申告の制度と帳簿の記載をできるだけ正確にしよといふところにあるわけでありまして、税務の将来の行くべき方向は、あくまでも納税者としては事実を明らかにしておく、税務官庁としては事実をよく調査した上で適正な判定をするのが基本であるべきでありまして、常識

なりあるいは一般的な知識からあなた

の負担額はこれくらいが適當だ。そういう見地から課税額を適當にきめるといふことは、本来行くべき道ではないと考へるのでございします。そういう点から行きますと、民間の委員等の方にお願いするより、さばいてもらふといふたやうな方法、これは確かにそれによつて解決する場合もあると思ひますが、将来行くべき方向としては本筋ではない。そういう点を考へてむしろ本筋に向つて進もうといふのでございします。ただその調査を担当した職員をして審査の処理をいたさせますと、その立場にとられるおそれがありますから、同じ官吏でも審査の処理だけに専念して當る官吏にいたすつもりであります。そういたしまして、幾人かのグループをつくりまして、そのグループが協議した上で判断を下してさばいて行くといふやうな組織にいたしますれば、ある程度審査の長所も取入れまして、公正な審査の決定ができるやうになる。かように考へておるわけでありまして。

○三宅(則)委員 幸い国税庁長官がおいでになりましたから、お二人に質問いたしたいと思ひます。第一の構想として、平田局長は、公平にやるには個人個人の所得を算定いたして、しかる後に決定するのが適當であらう。まことに私もそう考へます。しかし現在の国民の民衆はそこまで行つていない。平田氏の仰せになることは二、三年後に適用されることであらうと思ひまして、この二十四年から二十五年度にかけます点においては、まだ私の申した方法がかなり重要な地位を占めておるのじやないかといふことを申し上げておきたい。

次にそれに関連して高橋さんにお伺ひしたいが、高橋国税庁長官は課税の負担を最も公平にやうといふことを仰せになつておられるのであります。ところで一つ例があります。その例を参考に申し上げまして、いかに各税務署がことごとく関連つておるか、もしくは公平でないかといふことを御指摘申し上げたい。私は愛知県岡崎の税務署におきまして、ガラ紡に對して一

台に三十万円を決定しておる。豊橋においては十万円といふ決定をしておる。一宮においては二十万円、一台のガラ紡機械に對するこゝういふ計算の基礎をやつておる。してみますと岡崎は三十万円、一宮が二十万円、豊橋が十万円、同じ府県にあり同じやうな製造能力を持つておりながら、これが違つておるのであります。こゝういふやうに各税務署ごとに違つておるといふことについては、はなはだ體面でないと思ひますが、国税庁長官はどういうふうにお考へになつておられるか、承りたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 所得の調査は御

承知の通り、ただいまのガラの紛の問題について申し上げますと、各区の事業をやつて行く方について、個々に調査して行くのが筋道でありまして、その結果平均的に見ますと、そういうような数字が出たのではないかと想像されるのであります。御承知の通り同じ機械でありまして、その土地の原材料の入り方、操業時間の関係または能率の関係その他各般の情勢によりまして、おのずから変化があるのは当然でありまして、その結果が必ずしも一致しないというのが普通の状態であるかと思うのであります。しかしながらもしもその結果において、三十万円あるいは十万円というような非常に大きな開きができることについて、確實な理由がない、常識的に考えても実態から離れているというふうなことがありますれば、これはどういたしましてさうに調査を進めまして権衡をとる、また正確な所得を把握することに努力が拂われなければならぬと存するのであります。

○三宅(則)委員 今高橋国税庁長官

は、われ／＼に対して御同情あるような答弁をなさつたと考えます。先ほど私は愛知県について申し上げましたが、愛知県ばかりでない。埼玉県、宮崎県、鹿児島県にいたしまして、往々にしてかような例がある。私は本国会に対してひとつ参考に、代表的な税務署長を呼んで、われ／＼と一問一答、並びに政府当局者と一問一答してもらつて、これがはつきり民意を代表しておるかどうかというのを一ぺん調べたいと思ひますが、これに対する御用意ができますか承りたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 御承知の通り、

ただいま申告所得税の更正決定をやつております際でありまして、しかも納税者の真の所得を把握し、公平を保つというところにつきましては、税務署長は今日ほど重要な時期にあることではないのでございませう。従いまして具体的にどうして御調査になりたいといふことでございませうれば、もちろん呼びましてもいいと思ひますが、御質問に答える道を、いろいろ／＼御質問に答える道を、大体三宅さんと同じように税のことをよく御存じでありますから、今非常に忙しい、大事な時であるといふことも御了承願ひたいと思ひます。

○三宅(則)委員 この件については私

の選挙区から何百通という異議申請が来たり、三宅君は大蔵委員ださうだ、大蔵委員であるならば、このくらゐのこととはわかりさうだ。公平にやれといふことをよく言つてもらいたい。こういう請願、陳情、はがき、手紙が山積してゐる。これはあえて私だけではないうと思ひます。これは速記録にも載つておりますが、十二月二十二日、この国会において私は高橋国税庁長官に質問してゐる。年末年始は手心を加えて、差押えとか競売とかあるいは強制執行といふようなことはやらないようにしようといふことを言ひました。長官もこれを承せられた。ところが近ごろになつては年度末になりましたが、一齊に強硬に、差押えだとかあるいはその他のことをやつてゐる。これにつきまして、政府といたしましては、年度末が近づいたからび／＼やるというふうな考えでありましようか、また適当に、早く異議の申請をした者については見てやつて、課税が適当であるかな

いかといふことを検討いたしてから、もし課税が不適当であるといふことになつた場合においては、早く直してもらいたいと思ひますが、これらに對しまする御構想なり御試案を承りたい、かように思ひます。

○高橋(衛)政府委員 御承知の通り、

今年度は昨年度に比較いたしまして、諸税の早期徴収という点から行くと、非常に成績がよいのであります。従いまして今年度の予算を、是が否でも確保しなければならぬといふような状態には全然ございせん。むしろいかにして所得の実態を把握し、いかにして紛争を少なくして、納税して納税をしてもらふかといふことが、現在の最大の問題でございませう。そういう見地に立ちまして、年度末でありますから、この際強硬に徴税を実施するといふふうな考え方は持つておられないといふことを申し上げまして、御了承願ひたいと思ひます。

○三宅(則)委員 私どもが各税務署を

まわつてみますと、この法律は国会でつくつたんだから、異議があつたらに国会に言ひなさい。こういうふうなことを言われる。もちろん戦時立法が立案されたわけでありまして、命を捧げる、全財産を奉納するんだという観点から出た法律であると考えられておりますが、今回の改正案によりまして、そういうようなことに悲しむべき越権行為はなくなるべきものと思つております。私はここに国税庁長官と平田主税局長を並べまして、質問したい点がある。今までの納税者の確実な申告があつた場合はもちろんでありませんが、多少誤りがあり脱税があつたとい

う場合におきましては、物品税においては五倍ないし十倍をかけておる。そのために、もちろん会社の内容が悪かつたものもありましようが、つづれたものもある。こういうような実情から考えまして、私どもの観点からいたしますならば、すみやかにこれを調査せしめて、悪いことのないように善導するのが、税務官吏の仕事でなければならぬ。ところが何でもかんでも強制執行してしまふ。昔は警察官吏がこわかつた、近ごろは警察官吏ではない、税務官吏がこわいといふことを言われておりますが、これに對しましては、平田局長は先ほど仰せになりましたが、国税庁長官はどういう考えをもつて部下を監督してゐるか、これを承りたい。

○高橋(衛)政府委員 税の徴収に関し

ましては、もしも税務官吏の数が非常に多くあれば、お話のように個々の方に對して具体的な調査をせしめて、もつぱら指導的な方法でやつて行けるかと思ひます。しかし中には悪質の脱税者もございませう。ことに、今日それらの各納税者について、全部調査することは非常に困難であり、一面において、悪質な方の脱税の処分をいたしまして、それによつて一般に警告し、同時に納税成績を上げようといふ事柄も、並行して行わざるを得ないかと思ひます。しかしながら私も私どもの心持といたしましては、善良なる納税者につきましては、こまめに納税を求め、指導的な立場においてやつて行きたいと考えております。

○三宅(則)委員 私は今回の改正税法

によりまして、罰金に類するものがた

いへん安くなることになりまして、これには大賛成である。ところが昭和二十四年度というものは、まだこの三月三十一日まで続くものと考へておる。それから三月三十一日に至りますまでのものにつきましては、やはりむづかしい日歩二十銭、あるいはこの前の税法をそのまま適用されるのか。これは何と考へる必要があると思ひます。平田主税局長からお聞きしたい。

○平田政府委員 二十四年度以前の分

につきました。二十五年度の三月三十一日までは旧法によりましてやりま

○三宅(則)委員 主税局長はたいへん

いいことをおつしやつた。私もから申しまして、はなはだ恐縮に存じます。おきましては、昭和二十一年もしくは二十二年度のものを今更正決定をしておる。いわゆる二十五年度の二月までは、二箇年半分の追徴税、加算税をとつておりますが、こういうものに対して、かりに四月になつて更正決定された場合においては、どういう計算になりますか、承りたい。

○高橋(衛)政府委員 二十五年度の三月

三十一日まではと申しましたのは、その日までの計算に對しましてはすべて旧法でやる。それ以後の日割計算をやります場合においては、新しい法律でやるというのを申したわけでありまして、従いまして二十五年度になりまして更正決定をやりましたような場合におきまして、二十五年度の三月三十一日までの分につきましては、やはり旧法を適用する。そうしていただきませ

んと、今まですでに決定を受けまして、旧法によりましてそれ、加算税等を徴収された者と不権衡になりますので、さようなことにはいたしておる次第であります。

○三宅(則)委員 今の政府委員の御答弁によりまして実情がわかつたわけでありまして、私はあえて反税運動をしようというものではない。極力課税の公平を期して進んでやりたい。ところが、まじめに申告をいたし、あるいは実情を把握して確定申告をいたしておるにもかかわらず、お前のところは古くからやつておるからとか、名前が有名であるからとか、あるいは昔よかつたから今もなおかつよからう、なお收穫があるであろうというような意味合いにおいて加重せられる場合が多いのであります。真剣に正味を出しておるにもかかわらず、何れ具体的処置をしないものがあるが、これらに對しましては、国税庁長官はどう考えておられますか、承りたい。

○高橋(衛)政府委員 税はどこまでも所得の実態を把握いたしまして、その所得に對して課税をするということとを本旨といたしますので、従つて古くから有名であるとか、または顔に對して課税をするというような考えは、絶対に持つておりません。そういうような事実につきましては、できるだけ十分調査をいたしまして、課税の公平を期して行きたいと考えております。

○三宅(則)委員 今国税庁長官の仰せられたことは、どうかプリントに刷つて各税務署にまわしてもらいたい。国税庁長官や平田主税局長は、われ、議員の質問に對しまして、まことに穩健な御答弁をされる。ところが各税務

署をまわつてみますと、まるでかわつてゐる。それはおかしいことであります。署長はまだよろしいのでありますが、課長以下係長並びに署員等に至りましては、もとよりおれの知つたことではない、国会議員もへつたくれもない、われわれがやるのだといううな意味合いにおきまして、まことに慈悲も情もなくやる場合が非常に多いのであります。これはひとつ国税庁長官が今私に御答弁なさつたことは、三宅代議士がこういう質問をしたときに、各税務署にまわしてもらいたい。また指示を出してもらいたい。これに關して御感想を承りたい。

それからもう一つ承りたいのは、お前のところは税務代理士にやつてもらつておるが、そんなことをやらなくても私がやつてあげようと言つて直接納税者をやみ取引する者がある。かように聞いておる。これははなはだ許すべからざるものであると考えておりますが、もう一度これに對して御構想を承りたい。

○高橋(衛)政府委員 ただいま御質問の趣旨は、あらゆる機会に絶えず趣旨の徹底をはかつておられますが、なおこの後においても、そういうような機会のあるたびに、その趣旨の徹底をはかつてやりたいと考えております。なお税務署員が税務代理士の仕事を直接やつて、やみ取引をやるといふお話もございましたが、もしもそういうような事実があるならば、これを相當に監督をし処分をする必要があろうと存じます。ただししかしながら、納税者の方々にできるだけ親切にするという意味合いで指導を申し上げるということ

は、これは当然なすべきことではないかと考えます。問題はその程度であります。その点については、なお注意をいたして行きたいと考えております。

○三宅(則)委員 主税局長にお尋ねいたしたいと思ひますが、今度の改正案によりまして、基礎控除を引上げるというのであります。シャウブ勸告にもそうありますが、私は最大限、あるいは最小限と申しますか、とにかく生活の必需的経費に對しましては、かような基礎控除をいたすことが当然であらうと思つておられますが、今の段階におきまして、こういう基礎控除が一万円や二万円では少し低過ぎると思つておられます。七万円とか八万円とかいふように、もつと基礎控除を上げる必要があると思つておられますが、これに對する構想を承りたい。

○平田政府委員 所得税の基礎控除をどうするかという問題は、きわめて大きな問題でございます。御指摘の通り所得税は、最低の生活費と申しますか、できるだけそういう部分には食入らない税にするのがいいのだということ、これは通説でございます。従いまして、できる限りさような観点から基礎控除をきめるといふことは、これは考え方としては有力な考え方だと思ひますが、ただ一面におきましては、前回の国会でもいろいろ議論したところでございますけれども、財政上の需要といふこともあわせて考えなければならぬといふ点がございまして、いたずらに基礎控除を高くいたしまして、その結果所得税の収入が少くなつて来る、ひいては所要の租税収入があげられないということになります

と、これもまた目的を達したいといふことになりまして、兩者の点をあわせ考えまして、妥當なところできめたらどうかと考えております。基礎控除の引上げにつきましては、政府におきましていろいろ研究いたしまして、現在は一万五千円でございまして、シャウブ勸告は二万四千円程度まで上げたかどうかというのを、さらにいろいろ勘案いたしまして、わずか千円でございまして、二万五千円程度を改正案として提案いたしましたような次第であります。

○三宅(則)委員 政府の御苦勞の点もよくわかるわけでありまして、私は二万五千円や二万六千円ではどうして基礎控除の額が低過ぎると思ふ。この次の国会もしくは次の税法改正の際にはぜひやりたいと思ひますから、基礎控除の点につきまして、資料でもよろしゅうございまして、あとでももう少し精細なことを承りたい。

次に私は重大な問題をここに御発表申し上げたい点がある。過去のことを申しまして、あなたの方に対してははなはだ失礼に當るかもしれませんが、實際ですから申し上げたい。私の観点からいたしますと、東京、大阪という大都會におきましては、納税すべき資格があります。納税すべき資格がなくなつてしまつて、脱税になつたりあるいは申告しなかつたために、少しも税金を納めていない者が相当あります。こういう者があるといふ事柄は、正直者がばかを見て不正直者が得するといふことになるのであります。それから、あり得べからざることを考へる。しかし現段階におきましては、税務官吏が足らぬ。素質が悪い。私の観点によりますならば、各税務官

吏は納税者の調査資料といたしましては、全国を通じて一人当り千百人を決定するのでありますが、そのうち約一割五分、百人もしくは百五十人しか出ていない。あとの九百人、千人は出ていない。こういう点があると考へておりますが、これを防止する考へを持つておられるかどうか、承りたい。

○高橋(衛)政府委員 お話のように、税務官吏が直接にその人の所得を調査しております件数は、本年度におきましてもおそらくは一割五分見当ではなからうかと思ふのであります。しかしながら本年は必ず各戸に臨みまして、大体の状況だけは必ず見る。たとえば店の商品のあり高の状況でありますとか、あるいは使用人の数でありますとか、あるいはまた店構えの大ききさでありますとか、その他いろいろの間接資料は十分に整えております。それらのことによつてある程度推定を加えたところの決定をせざるを得ない現状でございます。また都會地におきましては、人の移動も非常に頻繁でございますので、税務署におきましては非常な努力をいたしておるものであります。が、間々漏れるものも生ずる。これは率直に認めざるを得ないと思ふのであります。これらのことにつきましては、ぜひ納税者の方々の御協力を得まして、できるだけそういう悪質な結果と申しますが、正直者がばかを見るという結果にならないように、今後努めて行きたいと考えております。

○三宅(則)委員 平田局長がおいでになりますから、税法の立案者として御希望を申し上げ、また御答弁を賜わりたい。高橋国税庁長官は、脱税者があつたりあるいは漏れていることは率

直に認められた。このことは私は正直でけつこうだと思ふ。そこでこれを解決いたしますために、私の試案といひまして、どうしても税籍簿というものを完備したい。人間は生れると戸籍簿があります。生れてから死ぬまで戸籍簿が村役場にある。ところが税籍簿は完全にできていない。私は思う。そこで二十歳の成年に達しました以上は、成年式をあげると同時に、この税籍簿に載せて、お前は明日から日本の忠良なる国民である。官吏になつても、商人になつても、実業家になつても、百姓になつても、この税籍簿はついてまわる。こういう制度をとりますならば、ある程度まで防止できるのじやないかと思ひますが、これに対する構想を承りたい。ひとつ参考を申し上げますと、たとえば日本橋で二十四年度は五十万円と定めておつた。これは高過ぎるといつて、二十五年度には品川に移転して申告しない。そういったしますと、税務署員は、よく言われる通り七年目は一べんまわつて来るという段階になります。二十五年度、二十六年、二十七年も免税になる。また二十八年あたりは今度横浜の方に行つたといふようなことになる。てんで税金がとれない。東京に十三年おつて税金を一文も拂わなかつた。こんなとほげた人間のあることは、もつてのほかであると思ひますから、多少国家の経費はかかります。税法改正のときにおきまして、ぜひとも税籍簿を全般に配布いたして、これを役場なり税務署に確立いたしますことが必要であると思ひますが、これに対する立案者としての主税局長の御答弁を承りたい。

理想案をお話になつておりました。私も参考にする点がきつめて多いのでございしますが、ただ税籍簿を設ける場合におきまして、戸籍簿みたいなものはたしてどういふ方法でつくりますか。つくつた場合におきまして、移動しました場合に、税務署間に移動の整理をしなければならぬ。現在も所得税の納税につきましては、やはり移動の届出を必要とすることになつております。移動がありまします場合におきましては、それ／＼調査簿その他を新しく移動した方の税務署に送りまして、極力遺漏がないようにいたしておるのでございます。それで税籍簿を設けた場合におきまして、はたしてどの程度に、どういふふうな理想的に行きますか、相当研究を要するのではないかとと思ひますが、つばな一つの御意見だと思ひます。しかしこれが簡単に実現いたしませんかどうか、問題が相当あるのではないかと存じております。

お今高橋長官からお述べになりましたが、一割か二割というの、ほんとうに帳面をよく調べて、徹底的に調査ができるものでありまして、個人調査等は相当やつておるのです。大都市でありますと、各月に、一年一回ぐらいでございしますが、納税者に当つて調査しております。簡単な実際の調査でございしたら、相当現在もできております。また将来もできる。相当精細な立ち入つた調査が、人員等の関係からな／＼完全に行つていない、これが突情だらうと思ひます。その点御了承願ひたいと思ひます。

もう一つ先ほどのお尋ねの点でございしますが、基礎控除に関連しまして、実は免税点というのは基礎控除だけできまるわけではございません。扶養家族の控除とあわせて実を考へていただかなくてはならぬのでございします。これはあとで資料としてお配りいたしますが、現在の税法によりまして、勤労所得は勤労控除がありまします。事業所得と違ひますが、勤労所得の場合には、勤労者の場合は現在基礎控除一万五千元、勤労控除は二割五分でありまします。二万五千元まで現在からならぬ。それが改正案によりまして、二万九千四百十二円までからならぬ。事業所得の場合には勤労控除がありまします。現行は一万五千元で、改正案によりまして二万五千元までからならぬ。家族が多いとそれがずつと順次上つて参ります。かりに五人扶養親族がおります場合は、現在勤労所得は七万五千元までからならぬのですが、改正案によりまして十万円までからならぬ。それから事業所得の場合ですと、現在は五万五千元までからならぬのですが、改正案によりまして、五人扶養親族がおりますと八万五千元までからならぬ。従ひましてこの基礎控除と扶養親族の控除とあわせて考へておる。両者の控除がどうなるかとを、つけ加えて御参考までに申し上げます。

〇三宅(則)委員 今の申し上げました税籍簿は理想案であると仰せになりましたが、私は度々だ／＼露達いたしますれば、そうした理想案が実現に導かれるものである。かような観点におきまして、強くその実現を要望いたしますのであります。

次にひとつ承らせてもらいたい事柄は、法人税におきまして、御承知の通り認定賞與の課税、これは過去の悪い税金なんです。これが来まして、同族会社等におきましては非常に困つてゐるところがあります。これに對しまして今何か救済案をお持ちでありましようか、これを承りたい。

〇平田政府委員 認定賞與として課税する場合は、三宅さんも御存知だと思いますが、同族会社の重役等に、会社の計算で、利益処分形でなく一定の利益を均割せしめておる、こういう場合において、その損益を明らかにして、会社の経費と見るべきものでないものを重役等に交付しておる場合におきまして、その分を認定賞與として課税する場合があります。しかしこれは個々のケースの場合におきまして、あくまでも適正を期すべきものでございまして、所得税法、法人税法等においては、例の同族会社の行為、計算の否認規定がございしますから、この規定の運用の適正をはかりまして、そのむちやなことにはならぬように、あくまでも負担の公平化を期するといふことが目的でありますから、その趣旨で運用して行くべきものだと考へております。

〇三宅(則)委員 今主税局長の仰せになつたことは、少し私には受取れない点がある。と申しますのは、若い二十、三、四の官吏が参ります。お前のところは認定賞與が相当あるだろうと申しますが、しかしその人の家庭は月一万なり、一万五千なりの月給で、源泉課税を拂つておるにもかかわらず、そのほかに相当の認定賞與を認めらるゝといふことは、二重課税もはなはだしきものであると思ひますが、これを見る目のない税務官吏が往々あるのであります。もちろん七万人も税務官吏がおりますから、中には悪い者もありましようが、こういうものは、血祭りと申しては失礼ですが、これを試験的に厳重に警告を發してもいいと思ひますが、これに対する構想がございしますかどうか。

〇高橋(衛)政府委員 お話の通り、税務官吏は若年のものが相当ございします。で、まれにそういうような態度をとるものがあることがあり得るかと思ひます。しかしながら私どももいたしましては、そういうような税務官吏の訓練と申しますか、教育に關しましては非常な力を入れておりました。何とかそういうものの根絶を期したい。もつぱら納税者に対して親切に適正にやつて行くといふことを本旨としておりますので、そういうような具体的事例がございしましたならば、適當の措置をいたすことにしたいと思ひます。

〇三宅(則)委員 今高橋長官の仰せられた事柄は、これは国民全般が聞くべきことであらうと思ふ。あなたの方代議士諸君も、選挙区に歸つてそのことを言つてやつてくだされ。高橋長官は、必ずむりはない、公平にやるのだ、そうして若い官吏がかつてにやつた場合においては、事実を言つてよこせ、こういう親切ある御答弁であると確信いたしますから、私もはそれる全代議士諸君に伝えまして、真心ある申告をいたす者に対しては、税務官吏もこれに對して親切をもつてきめる。こういう線を国稅庁長官は御答弁いたしておる。これをひとつ演説会るときにおいてもやつてもらいたい。かよう

に思う。「代議士に向つて何んだ」と呼び、その他発言する者あり」それでは御参考までに申し上げておきます。

次に申し上げたい事柄は、主税局長の仰せになりました、法人税等につきまして、ことに欠損のあります点に對しましては、相當な注意をもつて見なければならぬと思つておりますが、これに對しまして、欠損があるにかかわらず、相當ぶつかけて来る場合もありますたり、または労働攻勢等によつてほんとうに欠損のある場合もありますから、これに對する税務官吏の措置並びに内容等につきましての構想、並びに研究する態度を承りたい。

○平田政府委員　お尋ねの趣旨が少しのみみえない点がございますので、あるいはさらにお尋ねによつてお答えいたしたいと思いますが、先ほどから申し上げておりますように、会社等の場合は当然適当な帳簿書類等のある場合が大多数じやないかと思ひます。欠損がありました場合には、はたして欠損なりやいなやをよく調べまして、正しい決定をすべきものではないかと思ひます。ただ十分な帳簿書類がない場合におきましては、営業の外形的な状況等にも応じまして、他の業者との比較も考えまして、できるだけ正しい所得を見て決定するように、努めなければならぬ場合もあるのかと思つております。

○三宅(則)委員　幸いに大蔵大臣がおいでになりましたから、根本の問題をいいでになりましたから、

二、三お聞きしたいと思います。私は先ほど主税局長なり国税庁長官なりに、大体こまかいことを承つたのであります。国務大臣であり大蔵大臣であります。ある池田勇人先生がおいでになりました。

たから承りたい。私は負担の公平を期し、国民所得に対する適正な課税をいたしたいという親心ある方針でもつて、今回の改正税法が盛られたことは了承いたすわけであります。これに対

して先ほどからたび／＼質問いたして
おつたのでありますが、大臣、次官あ
るいは局長等は相当親心をもつてせ
られた法律であるにもかかわらず、末
端に参りますと、ややもすると越権
行為があります。そういう越権行為に
對して大藏大臣は嚴重に監督せられ
たいと思ひますが、これについての御
構想を承りたい。その一、二の例を
申し上げますと、一般の人の家庭生
活、あるいは商業なり農業なりの所
得に對して、正確に一定の計算をし
て申告したにもかかわらず、これが
二倍、三倍というような高額に決定
せられたり、あるいは他との權衡上
あるまじきような決定があつたの
であります。これを税務署はなか／＼
直してくれませんか。こういうもの
に對して、もし異議の申請があつた
場合には、三箇月以内もしくは六箇
月以内くらいに早く見てやつて、負
担の公平を期するやうな道を開いて
やつていただきたいと思ひますが、
これに對する大藏大臣の御答弁を承
りたい。

○池田國務大臣 課税の適正公平が最も望ましいのであります。不公正なものとは三箇月、六箇月をまたずに、ただちに直すべきだと考えております。從來この点についてわれ／＼も特に注意を向けておるのでありますが、何分にも今の状態では、手不足とか、素質が十分でないために、皆さんに迷惑をかけている場合も多かるうと思つております。しかしできるだけそういうこ

とのないように努力いたしております。幸いに問題になつておりました異議受付機関も今度の税制改正で設けられましたので、今後はよほど改められることと考えております。

○三宅(則)委員 もう一点大臣に質問
いたしたい。

大臣は今なるべく早く見てやるとい
うことを仰せられまして、まことにけ
つこうだと思いますが、末端に行きま
すと、半年も一年もうつちやらかして
いるのであります。これについては、
ぜひとも私どもの要求するように早く
やることを嚴達されたい。同時に今回
の改正によつて協議団というものがで

きておりますが、これは税務官吏の中の別の機関というふうに考えております。われ／＼が多年懸案として構想しましたところの、民間で選出せられるところの委員を数名これに注入することによつて、なおかつ公正を期し得るのではないかと思います。たとえば農地において農地委員会、選挙において選挙管理委員会があるごとく、税務官吏の協議団の中に民間の公選せられたる者を入れるという構想をお持ちでありますようか、承りたい。

○池田内務大臣　できるだけ民間の常識のある方々に入つていただきたいと

考えておるのであります。従ひまして予算もつておりますし、ただいま人員の増加を要求して審議中であります。

○三宅(則)委員　ただいま仰せられたように、われ／＼の意思も尊重いたしまして、官吏のみが一方的にきめるといふような弊を改めて、国民の代表者である人も官吏も相一体となつて国家財政を切盛りするという線に沿つて、

一段と大臣の御努力を賜わりたいと思
います。

○池田国務大臣 誤解があつてはいけ
ませんから申し上げておきますが、民
間からりっぱな方々に入つてもらうと

申しまでも、民間人というのではない、入つていただいた上は官吏として、異議の申立てに對してその衝に當つていただくことになるのであります。

○川島委員　私は税制の全面的な改正問題に關連して、国民から税をとります場合に、国民経済の問題を重視いたします。その観点に立つて、国民経済問題について少しく大藏大臣に質問を行います。

いた」と思います。

先般の予算説明の演説の中で、経落はすでに安定の段階に達したと大臣は明言をいたされましたが、その後予算委員会において、興野党の委員が幾多の質問を繰返している間に、当初における経済安定説をば若干訂正したような印象を受ける言明を、私どもは聞いておるのであります。当初の財政演説のときに、日本の経済は安定したと大蔵大臣は国民の前に言明したにかかわらず、その数日後においては、その言明を若干訂正した理由はどこにあったのか。それをまづお尋ねいたしました。

いと思ひます。

○池田國務大臣　私は財政演説で申し上げました通りに、あのインフレの不安定な状態から、ただいまの安定の状態に入つたという氣持に何らかわりはございません。ただ安定という言葉をどの意味にとるかということとは問題がございましょうが、不安定から安定に入つて來たのだという意味で私は言つてゐるのであります。しかして、日本

経済が絶対的安定に入つたかといふと、そうではないのであります。絶対的安定に入つたといふまでに至つていないというのは、補給金制度のこともございますし、また物価の点等につ

いへば、國際經濟と國際物價水準と必ずしもマツチしていないこともあります。が、不安定の状態から安定に入つて来たとする氣持にかわりはないのでございます。

○川島義員　そこでさらにお尋ねいたしたいのだが、ただいまの大臣のお言葉は、日本經濟は眞の安定はしていませんが、インフレの時代の不安から安定への段階に入らうといったしているのでしょうか。

るのであります。そこでこの安定段階に入ろうとしておる日本経済の中で、最近におきましては失業者がますます増大しているという深刻な現象が現われ、また一面におきましては、中小企業の深刻な金詰まりと重税の結果、倒産もしくは閉鎖が続出し、一般庶民の中には発狂、自殺などという現象が日々新聞紙上にいとまなく報道をされおるといふこの日本経済の現実の姿を見て、はたして日本経済が不安定から安定に入つたと、さらに繰返して強く言えるものであるかということを。

とはやむを得ないのであります。私は日本の経済全体として安定に入つておる、こう考へておるのであります。

○川島委員 大臣はたゞいま個々の現象はとにかくとして、全体的だといふお話でありましたが、そういう認識の上に立たれておるということは、まことに遺憾千万であります。今や日本の経済の中に引起されております失業者の数は、單なる個々の現象的数字としてはいさぐさ過ぎであるといふことは、私が言うまでもなく大臣ですらに御存じのことと思ふ。また大臣が先般来——先般来といふよりは、むしろあなたが大蔵大臣に就任以来今日まで、はたから見えておると、まことに痛々しいほどに憔悴され、奔走されておる。また中小企業の金融の問題、あるいは日本経済再建の基盤となるべき長期資金の問題、こういった事柄について日夜心勞をされておるやに、われわれは、外部から想像し見聞をいたしておる。にもかかわらず大臣は今の失業者の問題や中小企業の深刻な金詰まりの問題、あるいは農村における窮迫したりました今日の事態をば、單なる個々の現象だといふ考へ方を持たれておるといふことは、はなはだしい誤りである。私は思ふのでありますが、その点についてもう一度大臣の確固たる見解を承つておきたいのであります。

○池田國務大臣 先ほど申しましたやうなひどい試験を受けておるわが国民であるのでありますから、各方面にむづかしい点が起つて来ることは當然であります。しかしこれは耐え得る困難で、耐え得られない困難ではないのであります。それがだん／＼實現化いたしましたして、物価も安定し、生産も増加

し、いわゆるデイス・インフレーションの線に日本の経済の全体が動いておるのであります。しこうして私は経済の安定の見通しがつきましたから、今後におきましてはその安定を復興へ持つて行くために、予算面におきましても公共事業その他建設事業に力を入れますと同時に、金融につきましても最近において御審議を願いますように、長期資金の調達方法に格段の方法を講ずることになつておるのであります。

○川島委員 どうも大臣の説明はいささか詭弁に近いものとわれ／＼は受取るのであります。失業者の増大、深刻な金詰まり、しかもそれに対して大臣は安定への耐え得られるものであるといふ見解でおられるようであります。しかし現に昨年の四月から七月までと記憶いたしますが、このわずから三箇月の間に、日本全国の中小企業が資金難あるいは税金あるいは購買力の低下等々原因いたしまして、すでに三千七百の閉業、廃業者ができたといふことは、通産省が明らかに国民の前に発表をいたしておるところであります。この一つの現象をもつていたしまして、今、今の政府の財政経済政策あるいは物価金融等の政策において、この事態が現れておることが、はたして国民によく耐え得られるところの財政経済政策であると、大臣は確信を持たれておるのかどうか、もう一ぺん承りたい。

○池田國務大臣 インフレーションを好む人に對しましては、今のデイス・インフレーションは非常にいいかも知れませんが、政策は非常にいいかも知れませんが、しかし私は日本経済再建のために、この程度の困難はやむを得ないと考へております。

○川島委員 そうすると大臣は日本の国民経済の運営にあたつて、このデイス・インフレーションと大臣の言われる政策のもとにおいて、耐え得られるものは耐えよ。この政策のもとに耐え得られざるものは次に倒れ、犠牲となつてしまふべきだとの考へ方を持つておるのかどうか。

○池田國務大臣 次々に倒れることを予定いたしておりません。次々に倒れないようにいろいろ／＼な施策をやつておるのが、今度の税制並びに予算案であるのであります。

○川島委員 大臣はそういうことを予期しておるのではないが、現実の姿に於いてすでに日本の経済の中には、そういう具体的なきびしい事実がひんびんとして数字の上にも大量的に起つておるといふこの問題です。そういう問題を耐え得られるものであるといふ考へ方にあることは、まことに今の答弁によつてはわれ／＼は了解に苦しむのであります。しからば何ゆゑに大臣は日本の中小企業の金融の問題、あるいは一般産業に對する長期資金の問題等について、あるときには見返り資金、あるときには政府投資、あるときには銀行の融資等々について、一応外から見ると、真剣な姿でやられておるように見えるのであります。そのやつておること自体が私どもは悪いという意味ではない。そういう日本の経済の事態に對して、大臣が基本的に樂觀的な考へを持たれておるところに問題があるものであります。そこでさらに私は問題を次に展開してお伺いたしますが、インフレーションの時代におきましては、まず財政の均衡あるいは通貨の抑制等々の強力

な施策も、これまたやむを得ざる措置であるといふことは、われ／＼も異論がないのであります。しかしながら今日大臣の言われるデイス・インフレーションの過程においても、ある程度国内における通貨の適切な量といふものは絶対的に必要であり、それを確保する必要があると私は思ふのであります。その点について大臣は今日の日本の経済の事態、国民経済の現状あるいは個々に言えば生産、消費あるいは流通の過程において、日本の経済を安定せしめるためには、今日における通貨の発行量といふものは、どの程度であるべきであるかといふことについての考へ方を聞いておきたいと思ふ。

○池田國務大臣 ただいまの状態におきましては、通貨はただいまの程度でいいと考へておるのであります。政府が何もど／＼／＼いらない金を出すべきでもありませんし、また非常に民間が枯渇しているのに引上げるべきでもないであります。ただいまの状態が適当であると考へております。

○川島委員 そうすると、ただいまの状態といふことは、三千億の内外を下する程度が適量だと大臣は考へておるのか。さらにまた、重ねてお伺いしておきますが、本年度末における通貨の適切なべき量はどのくらいであるか。あるいは二十五年度に入つての予算と日本の経済復興とにらみ合せて、あるいは貿易とにらみ合せて、今の通貨量を下まらるべきか、あるいは上まらるべきか、適量があるのかどうか、その点についてお伺いしたい。

○池田國務大臣 これは一月の終りに申し上げたと思ふのであります。大體一——三月の政府の引上げ超過は、私は千億をちよつと下まらると見ております。しこうして昨年の一——三月は千二百億ぐらいの引上げ

○川島委員 大臣は、先般の財政演説當時のわが党の勝間田君からの質問に對しまして、年度末の通貨は現状を維持する確信があると言われ、ただいまもそれを繰返したようであります。しかしからばこの際お伺いいたしますが、今後年度末までに国民から吸い上げますところの税の総額、及びこれに反して政府から支拂いますところの資金、この具体的な数字をお示し願つて、この通貨量が維持できるという具体的な証明を説明してもらいたいと思ひます。

○池田國務大臣 これは一月の終りに申し上げたと思ふのであります。大體一——三月の政府の引上げ超過は、私は千億をちよつと下まらると見ております。しこうして昨年の一——三月は千二百億ぐらいの引上げ

超過に相なつておつたのであります。従いまして徴税恐慌というので、今年の三月には危機が来るだろうということを言つておられましたが、私はそんなことはないかと否定的にしておつたのであります。大体今までの実績は、

一三月におきまして千億足らずの引上超になることは、私の予想通りに行つております。この千億足らずの引上超は、何によつて起るかというと、主として税金がおもな理由になつておるのであります。御承知の通り昨年末の通貨は三千五百五十三億でございました。そうすると、千億引上超になりますと二千五百億でございますが、日本銀行の市場操作その他政府の支拂い促進等によりまして、五、六百億を補充できましたので、私は先ほど申し上げましたように、年度末の通貨は三千五、六十億ではないかと考えておるのであります。

〇川島委員 年末の通貨はそれでわかりました。それが大臣に言わせると、適量な、日本経済に見合つた通貨の発行量だと説明されたように私は理解いたしますが、しかしながらその通貨量が適量だという証明は、あまり成り立つておらない日本の経済の現実であることもまた事実であります。一方において、先ほど来から繰返しておきます長期資金の渴望、あるいは中小企業の深刻な金詰まり、あるいは農村地帯においても、今日では肥料の一時引受にさえも困難を感じておられるようなところも、陸續と現れておる現象でございます。そういう事柄を一連の線に考へてみましたときに、はたして今大臣が説明されました通貨の量が、日本国民経済と見合つた量であり、しかもその

量においてのみ日本の経済の安定が保たれ、安定の域に入るといふ強い確信が今大臣にあるかどうか、この点についてお伺いをしたい。

〇池田国務大臣 強い確信のもとに財政政策を行つておるのであります。

〇川島委員 さらば大臣にお伺いします。きのうきようあたりの新聞で見ますと、滞貨はすでに政府機関関係で六百億に及んでおるといふ話である。しかもさらに政府が繰返して説明しております日本経済安定の基幹は、何といつてもこれからは貿易関係である、こういうふうには強固に国民の前に説明しておる。しかるに貿易特別会計においても、輸入貿易の形勢動向におきましては、すでに百億を突破するよりの資金難を見ておるといふこの現実の姿、こういう事柄を一つ考えて取上げてみますと、今デイス・インフレとは言いながら、今日の通貨発行量ははたしてこの経済安定が、政府の思惑通りに達成するとは考え得られないのであります。

そこで、さらに政府にお伺いたしたいのでございますが、一体生産が上つたが、物は売れないで滞貨が積まされてしまつた。さらにまた物価は下りぎみであるが、下らないものもある。上つたものもある。こういう形、しかもその物価に関しては国際価格と折り合つたものもあるが、折り合はぬものもあり、さらにまた、むしろその国際価格よりも引上つたものすらも現れておるような状態でありまして、さらにまた賃金においても、これまた必ずしも安定したものとは言えない。ことに先般大蔵大臣は、本会議の席上

で給與ベースの問題について触れたのであります。今の官公庁の公務員の給與ベースはそう低いとは思つておられない。その証拠には民間産業の平均賃金ベース、ことに中小企業の賃金ベースはきわめて低いではないかというやうな印象を興えるやうな言葉によつて説明されておられますが、今公務員は、平均賃金六千三百七十四のベースを、国鉄は九千七百円、あるいはその他の官庁においても、それ／＼賃金値上げの団体交渉を行つておられます。さらにまた民間産業が、大蔵大臣はきわめて低いのだというやうな印象を興えるやうな言葉をもち、説明されておられますけれども、大臣の名によつてわれ／＼の手に提出されましたこの租税及び印紙収入の予算の説明の中では、こういう奇怪な事実があるのではありません。それらの一例を申し上げますならば、昭和二十五年度分については、給與所得において、人員は三％減つてゐるが、しかしながら所得は五三％ふえてゐる。こういうことをここに明記されてあるのであります。しかもその上に奇怪なことには、農業、営業所得においても、それ／＼生産指数及び物価指数が相当大きく上昇しているという説明をされてゐるけれども、一面においてこれは大蔵省がつくつた書類とは思ひませんが、昭和二十五年度の国民所得の推計によりますれば、一方においては給與所得においてすらも、人員が減つて五三％の莫大な増を見てゐると説明してゐる。それからまた営業において、農業においても、生産及び収入がふえてゐると認めてゐる。しかるに一方においては国民全体の総所得においては、二十四年度の国民

所得は三兆七百七十億、ところが昭和二十五年年度は三兆二千五百二十億、その間一千七百五十億だけの増でございまして、こういう事柄を私どもが見て参りますと、どこにほんとうのものがあのかといふことを疑はざるを得ないのであります。

そこで大臣に重ねてお伺いいたしますが、はたして日本の全体の公務員及び民間産業に携はるところの全体の俸給生活者の人員が三％減つたが、所得が五三％ふえたといふ、その根拠はどこにあるのか、お示し願ひたい。

〇池田国務大臣 まず政府関係機関の滞貨が六百億といふお話でございますが、六百億はどうかと思ひます。しかもこの滞貨は、ずつと前からあるものであります。私が就任してから特にそれだけ浮び上つたわけではないのであります。

次に一般民間の滞貨の問題につきましても、その後この委員会で議論がありましたが、生産が落ちてゐるのではないかといふ話がありました。昨年十二月の生産の増強は、刮目して見るべき数字を出してあります。しこうして一方民間の滞貨はあまりふえておりません。どちらかといへば減つてゐる状況であるのであります。生産がふえて滞貨がふえないといふことは、これは非常に喜ばしい現象であります。ここにござらう申し上げる光榮を有する次第であります。

次に給料の問題であります。国民所得とかあるいは一人当りの賃金とかいふことであります。その五三％ふえたといふ数字は、私は資料を十分見ておりませんが、思うに基準を二十三年にとつて、二十五年が五三％ふえる

といふことではないかと思ひます。数字のことにつきましては主税局長より答弁させますが、常識から言つて、五三％ふえつたのではないのであります。それは基準を多分二十三年にとつて、二十五年がどうなるかといふ数字だろうと思ふのであります。二十三年を基準にとりますと、役人でも五三％程度はふえてゐるのであります。

〇川島委員 今大臣は、生産が大分見るべき上昇をしたことは、国民とともに同慶にたえないといふやうな言葉であります。しかし私は経済というものは、單に生産の数字が上昇したからと言つて、必ずしも喜ぶべきものではない。それは生産と消費とを流通とが均衡を保たれ、円滑になつてこそ、経済のほんとうの目的が達せられる。しかるにただ大蔵大臣は、日本の経済のうちの生産だけがふえたから、それで喜ぶべきことだと言ふ。これは誤りだと思ふ。一方においては滞貨が堆積し、一方においては購買力が低下し、そして国民経済には、ややもすれば大蔵大臣の安定経済とは違つた面が大きく浮び上つて来ている今日であります。そこでお伺いたしますが、はたして日本の経済安定は、ただ單に生産だけが上ればそれで経済安定になり、国民とともに同慶にたえないものかどうか、そういう考え方を大蔵大臣は持たれてゐるのかどうか、まことにくだいようであります。重ねてお伺ひいたします。

〇池田国務大臣 この前の委員会では、十月、十一月の生産のことが問題になつたのであります。生産がふえてゐるかどうかといふ意味のことが問題になつた。しかるに十二月には非常に

ふえたのであります。しこうして先ほども申し上げました通り、民間の滞貨は減つてゐるのが相当あるのであります。これはやはり経済が安定した証題であると言えると思つてゐます。生産がふえてそれが全部滞貨になつたら、これはいいとは私は言つていないのであります。生産がふえたと同時に、滞貨も相当部分減つて来ている種目が多いのであります。そこで私はこれは安定した、安定をまず／＼強めることであり、御同慶にたえないと申し上げたのでございます。

○川島委員 どうも大蔵大臣の答弁は私ははじめに受取れぬ。一体国内の民間の生産がふえて、滞貨が減つてゐるからそれでよろしいのか。日本の経済の安定というものは国内経済だけでは無い。いわゆる国際貿易の上に立つて総合的に生産がふえ、消費がそれに見合つて行かなければならない。しかも吉田総理大臣初めあなたは、しば／＼口を開けば日本の貿易の重要なことを強調して来たではないですか。しかるにもかかわらず、政府機関の滞貨の増大というものは、すなわちこれは貿易関係の生産がふえたが、その生産の品物は滞貨の状態であつて一向に売れておらぬ。こういう形において日本の経済が安定し、国民とともに同慶にたえない事情であるかどうか。この問題はもう少しまじめな答弁を私は要求したいのであります。こういう事情がはたしてよき現象であるかどうか、そして国家経済の再建にとつて、まことに喜ぶべき現象であるとか／＼は了解していいのかわか、もう一べん伺いたい。

は、国内的に言つてゐるのではございませぬ。滞貨もやはり貿易との関連において増減するわけでございます。何れも私は国内的に生産がふえて、国内的に滞貨が減つた、こう言うのではないのであります。外国貿易もみな加えて言つてゐるのであります。少くとも日本の経済を論ずるとき、外国貿易と離れて議論をなすことは意味をなさないのであります。外国貿易関係も含めて答弁してゐるのであります。

○川島委員 そう言われるけれども、現実の上において滞貨が相当累積してゐるというところは事実であります。しかも一方において先ほど私が申し上げたように、貿易関係、ことに輸入関係においても政府の予定が狂つて、非常な金詰まりを来して、それが輸出入貿易に大きな圧迫となつてゐるという事柄も事実であります。こういう事実を目の前に置いて、なお大蔵大臣は樂觀的な言葉をもつて国民の前に説明しようということは、むしろ国民をして誤らしめるものであり、これを極端に言え、おのれを欺き、人を欺くような説明になるのではないかと言いたいののであります。その点はどうかですか。

○池田國務大臣 人を欺き、おのれを欺くことは、政治家として最も慎むべきことであります。決してそういうことをいたしてはおけません。あなたが何を根據に言つておられるのか、意味がわからないのであります。外国貿易関係で申し上げますと、昨年の四月ごろまでは、スターリング地域の方には日本は非常に出超であつたのであります。それが最近におきまして、向うが出超を取返すために、スターリング・エリアの方が非常に日本からの輸入を制

限し、そして日本への輸出を非常にやつた。これは貿易協定で一応のわくはきめてゐるのであります。が、今までは日本が非常な出超であつたために、それを緩和するために、一時的に日本が非常な入超になつたのであります。しこうして入超になつた品物のおもなるものは、これはまた外国へ輸出する原材料であるのであります。こういう意味において、輸入の滞貨があるということは何も悲觀したことはない。消費物資がどん／＼入つて来て、そしてそれが日本に不必要に使われる、そういう滞貨なら心配であります。が、一時的に貿易協定によりまして輸入がふえたからといつて、何ら心配のいるものではないのであります。

○川島委員 大分水け論になりそうでありまして、その点はその程度で、もう一言大蔵大臣に伺つてみたいと思ひます。

日本の今の経済状況はもつぱら生産財に主力が注がれて、一応数字の上では生産財の生産が上昇してゐる。しかるに一方において国民の必要な消費財、食糧を中心としてであります。それがなかなか／＼思うように行つておらないにかかわらず、一方においては、国民にあまり必要にあらざるものと推定されるような消費財が氾濫をして来ておる。こういう事実に対して大臣はどういうふうに考えられておるか。

○池田國務大臣 わが国経済の再建に必要な物資が増産されることが望ましいのであります。しかるにお話によりますと、あまり好ましくないような消費物資が生産されておるといふお話でございますが、具体的にどういふものでございませうか。あるいはまたその品物がいつ生産されたものか。われわれはいたしましてはそういうものの生産はなるべくさしとめたいという考えで、金融その他の操作をいたしてゐるのであります。

○川島委員 私の考えによりますれば、生産財の上昇を中心として、国民必需消費財の生産の上昇をはかつて、国民経済生活の安定を期するということが大眼目でなければならぬと思ふ。しかるにただいま申し上げましたように、ややともすれば国民の大多数、ことに勤労者の生活必需品といふものは比較的不足を来しておつて、その必需品以外と目されてゐる向きの消費財が氾濫してゐるというこの現実、は、少くとも生産政策においては政府の誤りであろうと私は思ふ。ことに勤労大衆のエンゲル係数から申しまして、今なお純収入の生計費の六割強に当る部分が食糧生活費である。そして残りの二割が衣料の生活費である。こ

うわれ／＼は大きに申し上げるのではありませんが、それらの部面に対する政府の施策が足らなくて、消費財の生産を奨励してゐるのではなからうけれども、むしろそういうものが氾濫をしようとする傾向にあることは今日事実であります。そこで大臣にお伺ひしたいのであります。そういうような国民の経済生活の実態に即しておる今日、しかも大臣も御承知でありまして、われ／＼の生活の六割強を占める食糧生活、ことに政府から配給されておられます品物の公定価格というものは比較的高くなつてゐる。比較的高くなつて、その高くなつた物価の上で大衆は生活を営んでおる。しかるに一方、具体的問題に入ります。税制の面においては、政府は国民大衆の生活の苦しさは税制の改正によつて軽減し、足らざるところは他の厚生施設等において何らかの緩和の施策をとりたい、こ

う説明しておるのであります。しかるにかかわらず、その後政府においては賃金の問題については、ことに公務員に対しては賃金の改訂を認めない。しかも一方において税制の改正は、ことに勤労所得者の関係を見ますと、場合に、勤労者が生活を営みますと中心問題である物価は上昇してゐるのに、賃金は上げない。そして税制改正で軽減をすると言ふが、この程度の税制の改正で、はたして大衆の最低生活が保障されるものと思つておるか。同時に政府は税制の改正によつて軽減できない部面は、さらに一方において厚生施設等でその緩和の措置をとると言つておられるけれども、その厚生施設等が、いまだにわれ／＼の手元には何ら具体的な施策を受取つておらないのであります。一体政府はこの税制改正を中心として、その足らざる部面をいかなる方面で補ひ、いかなる形でそれを補つて行こうとしておるか。その具体的な策がありませうならば、その点を聞かせてもらひたい。

○池田國務大臣 先ほどエンゲルのものが出ておりましたが、お示しのあの係数で見ましても、最近今お話の主眼が六〇％ちよつとになつたことは、非常に喜ばしいことであると私は考えておるのであります。

なお今回の税制改正で十分であるかという問題であります。これは私といたしましては、賃金ベースを動かさないといふことに結論をきめま

き、ジャワバ勧告案のあの勤労の一割控除というのでは耐え切れないという考えのもとに、再度交渉いたしました。一割五分にいたしましたことは、川島君御承知の通りであるのであります。かくいたしましたので、すでにお手元に表をお配りしてあるかとも思いますが、一般勤労者につきましても一万円所得者

せんが、当局の一面から給與ベースの改訂はしないが、その一面のてこ入れとして七千四百円に相当する勤務手当等によつてベース改変にかへたい、こういうことを官房長官等が言明いたしておるのでありますが、それについて大蔵大臣はそういう方針を具体的に持たれておるかどうか。

○池田國務大臣　官房長官がどういふことを言つたか私は知りませんが、七千四百円という数字は、今六千三百七円四ペースによりまして計算して、そうして二十五年から超過勤務手当が相当増額になりますから、平均七千三百何ぼ程度の数字が出て来るのであります。それを官房長官が言つたと思うのであります。この七千四百円程度のものは、今の既定予算で出ることになつておるのであります。

○川島委員　そこでそれに関連して一言お伺いしておきたいのですが、昭和二十五年度の予算単価は、一体何月の物価指数の基準で定められましたか。

○池田国務大臣　主計局長より答弁させますが、今のベースはやはり六千三百七円ベースによつて、各省別で選つております。たとえば國鉄等は六千三百七円ベースにいたしましたも、平均賃金は六千八百何円に相なつておるものであります。これは一般会計、特別会計、公団、みな違つておりまするものであります。

が、今の七千三百何ぼというのは各客別に実際の支給平均賃金を出しまして、それに超過勤務手当等を加算した数字であるのであります。

であると、われ／＼は理解しておるの
であります。

そこでもう一つ伺いますが、先
般政府当局——大蔵大臣ではございま

○川島委員　今の私のお伺いしたのは、公務員の給与の予算単価はもちろんでありますが、物件費等の問題が重点であります。

○池田國務大臣 物件費から流用する
というようなことは考えておりませ
ん。六千三百七円ベースというのはあ
れは一級二号か二級一号かをきめまし
て、それからあのベースでやつておる
のでありますが、実際の支給金額は六
千三百七円よりもんと上まわつてい
る役所もあります。またそれ以下の役
所もあるのでありますが、予算をつく
ります場合には、各省の平均給料とい
うものが出ておりますから、それに
人員をかけてやつておるのでありま
す。しこうしてそれに超過勤務手当等
を加えますと、先ほど言つたような数
字になるのであります。物件費から流
用するということはやつておりませ
ん。

○川島委員　それも私のお聞きする一つの質問でありましたが、二十五年年度の全体の予算、給興の予算單価のみならず、物件費の予算單価、その物価基準は何月に置いて定められたか。

○池田國務大臣 物件費の單価は多分九月の状態によつておると考えます。

○川島委員　そうすると二十五年度の予算單価は、ことに物件費は去年の九月に基準を置いたとすれば、そこで大臣はその後における国内の物価事情、及び今後の物価事情の見通しはどういうふううに考えられておるか、参考のやうに伺いたい。

○池田田務大臣 物価全体といふことは横ばいであると考えます。動かないと考えます。ただ問題は鉄鋼そのものを補給金をはずした場合の上る分について、きましては、考慮に入れて予算を組んでおります。

○川島委員　そこで続いてお伺いしたいのだが、一般会計において物件費

が、私の記憶ですが千三、四百億、特別会計で二千四、五百億、あるいは政府機関関係で食糧関係を除いたもので四千有余億、合せて七、八千億の物件費があると思う。この物件費の中で、物件はおおむね横ばいであつて、中には政府の説明を真実と受取れば下るものもある。こういう考え方を基礎にいたしますると、政府の去年の九月基準をもつても、いわゆる物件費の予算單個がそこに年度予算の実施中途においては相当余るものができるのではないか。一言でいえば予算單個より低い価格で物件費がまかなえるという形ものが、相当に出て来るのではないかとわれ／＼想像するのでありますが、その点はいかがでありますか。

○池田田務大臣　御想像におまかせたしますが、私といたしましては、銚子鋼等につきましては上るものもあり、あるいはまた中には下るものもありでしょう。しかし予算といたしましては九月現在の状態で二十五年度を見まして、大体全体として横ばいという考えで組んでおるのであります。

○川島委員　そうすると予算全体の一般会計、特別会計政府機関関係を通じて相当の物件費があるわけでありまするが、その物件費の中では、政府としては節約の余地がまづたかないといふのであるか、あるいは何とか努力をいたすならば、その物件費の節約の余地があると考えられておるか。

○池田田務大臣 節約の余地なしと考
えまして、予算を御審議いただいて
るのであります。

○川島委員 大蔵大臣にはまた後ほど
お伺いすることにして、農林大臣が
りますから一言だけ農林大臣にお伺い

いたしたのでありますが、昨年農村における農民の経済事情はきわめてインフレ時代に比較すると激変の姿を示しております。ことに農村がインフレ時代に蓄積いたしました預貯金は激減の一途をたどつてゐる。そうして農村にもようやく深刻な金詰まりが襲いかかつて来ようとしたしておつて、至るところの農村地方からその窮乏が訴へられてゐるということは、農林大臣すでに先刻御承知のことと思う。そこで農林大臣にお伺ひしたいのでありますが、農村の逼迫いたしました窮乏、ことに金融逼迫に対して、農林大臣は農村の金融対策についてどのような具体的な方途を持つておられるか。その点についてまずお伺ひをいたしておきたい。

○森國務大臣　お答えいたします。御質問の通り農村は一時インフレの波に迎えられるまして、非常な金の潤沢さを見せておつたのでありますが、近時の波がしりぞくと同時に、農村は非常な金の行き詰まりを生じて参つたのであります。これはひとり農村だけではなく、それと同じ風が吹いているわけであり、ことに農村といたしましては、深刻に考えられるのであります。そこで農村の金融問題につきましては、御承知の通り農地の改革以来売買を禁止いたしております関係上、担保力が今口口は土地にはないのであります。従つて農村に対する金融の目当は、農村の生産そのものに信用を置くということと、唯一の担保力と考えるのであります。政府は農業会を改組いたしまして、農業協同組合を組織いたしまして、よく二年たつたところでありますが、

○川島委員　さらにお伺いいたしますが、今度の税制改正によりまして、農業所得者の納税人員も大巾に減る傾向になるようであります。しかしながら一方におきましては、市町村民に地方自治におきます税が相当大巾に引上げられるという形になる。政府の説明によりますれば、国税において七百亿、しかしながら地方税に四百億増税している。残り三百億ではないか、こう簡単に説明をいたしておりますけれども、今度の地方税及び市町村税のこの大増徴は、相当深刻な影響を農民に與えるのではないかと思うのであります。と申しますのは政府の税制改革

しかるに一方において農村に増徴された税が一ぺんにかかつて参りますので、それがなか／＼拂い切れぬ。拂い切れぬ場合は今度は地方の自治体財政政の上に大きな影響が来るというようなことも、われ／＼懸念をいたしておるのであります。この税制改正を通して農林大臣としては、農民経済に及ぼす影響というものをどのように考えられておるか、その点をひとつ承つておきたいと思ふのです。

○森岡務大臣 川島委員は推論をお進めになつての御議論であります。が、税制の内容については大蔵事務當局より詳しく御説明いたしましたと存じます。地方税制の問題につきましては、まだ課税の基準について農民の立場として承認いたしかねる点がありますので、目下折衝をいたしておるのであります。が、シャウブ勸告案によりまして、大体農村の税制に対する負担の増減を見ますと、二・七くらいな程度に減税されると承知いたしておるのであります。従つて今日までの税のかけ方が農

村に対して不公正であつたといふことはいふまでもない事実でありますので、今後は農村において納得の行く課税をわれわれはやりたい。これはとりもなおさず農村の収入が、どういふような性格のものであるかといふことを把握することがまず第一でありますので、農林省におきましては改良局において農業の実態、どういふふうな収支計算になるかといふことを、昨年末相当の数によつて調査を進めておるわけであります。市町村税の増加されることは今お話の通りでありましたが、そういうことをシャアップの勧告案によりまして検討いたしましたも、二・七くらいな

○川島委員 シヤウブ勸告を基準として、私の今の質問でありましたが、幸いに大臣の方からそのシヤウブ勸告に基く税制の改正について、農民の立場から非常な意見がある、そういう説明であります、幸いなことでありますから、この機会に農林大臣としてシヤウブ勸告のあの税制改正に対するとこにその所見を、ひとつわれ／＼に聞かしておいてもらいたい。

○森田務大臣　今問題になつておりますのは、農地の評価価格に対しての基準の問題であります。これが農地改革をいたしました当時は賃貸価格の四十倍、畑は四十八倍ということにおいて一応の価格をきめておるのであります。もちろん売買することを許されるのであります。これは売買価格でありませんが、一つの基準価格を定めるのであります。これを地租の増高関係から、とりあえず七倍程度に小作料等も上げて行きたいという気持を持つておりますので、あのシャウプの策によりますと、地方税制の内容が一十倍といふことに規定されておるのであります。そうしますと一応四十倍に上げましたために、これを二十五倍ということになりますと、さらにここに土地の価格の二重性というようにことに考えられるのであります。従つてこの二十倍にするかという問題につきま

よりまして、御承知の通りの方針によつて税の適正が期せられるのではないか、かようなことを考えております。○川島委員　そこでさらにお伺いいたしておきたいのですが、私どもは元來農村の農業所得の中でも、一応通俗に考えられております零細農の農業所得、すなわち言いかえれば家族労働だけで農業をやっております零細農、しかも一年の所得が比較的に低い零細

農業所得者、これは一応勤務所得でないけれども、これに對する課税の點を考へて見れば、さういふふうな觀點をもつてわれわれは税といふものに對してはおるのでありますが、農林大臣といひましてはこの零細農の農業所得といふものを、依然として事業所得のやうな形で見て行くことがいいのだから、それとも勤務所得であり、もしくは勤勞所得に準すべき所得ではないのか。従つて零細農の所得に對しては、勤勞者と同様の税制をもつてこれに對処するといふことが、きわめて至当ではないかと私も思つておるのであります。これに對しての農林大臣の見解を率直にお伺いしておきたいと思ふ。

○森岡務大臣　農業が企業か勤勞かという問題は、これは年々御議論になるのであります。が、農業者に対しましては家族従業者に對する控除が、今日まで認められておらなかつたのであります。

すが、これは本年度の税制改革によりまして家族の従事するおもなる者に対しては、これを控除するという方針をとりまして、ここに勤労であるか、企業であるかという点については相当見方があるかと存じますが、今日日本の農業が純然たる企業であるわけでもなく、また純然たる勤労という点にも結論を下さぬ。いわゆる家族労働というふうな、お話のような小規模の労働によつて経営する面もあるのであります。規模が非常に差別がたつてあるわけでありまして、従つてこの家族労働につきましては、今回の税制改革において基礎控除をするという方針をとることになつたわけでありまして。

○川島委員 あまり一人で長くなると思います。それから最後にお伺いしたいと思ひます。これは税の直接の關係ではないのであります。大臣御承知の通り食糧配給公団が三月三十一日、すなわち本年度一ぱいで廃止される。この公団の廃止によりまして、来るべき配給機構というものが大分かえなければならぬことになつてゐる。それに伴ひまして従来公団でやつておりましたがために、莫大な経費を必要としておつた。ところが公団の廃止に伴ひまして人件費、物件費にわたつてある程度の削減ができて来るのではないかと私どもは想像いたしておりました。そこで大臣にお伺いしたいのは、その経費の節約が生れます面について、消費者価格をそれだけ引下げるか、あるいはまた買上げ価格を農村のために引上げるかというふうなことを考えるべき段階ではないかと、私どもは考えておるのであります。その点について何か農林大臣は考えられたことがあるか。この点について伺いたいと思ひます。

○森國務大臣 公団廃止後に対しては、ほとんど中間経費が節約されるかという問題であります。この食糧配給に對するつまり消費者価格の中間経費といふものは、たゞ／＼各委員会で問題にされるのであります。その中間経費といふものは消費者価格に織り込んでおるわけでありまして、しかしその中間経費のある部分は、生産者側である程度の生産物を取扱う倉庫料あるいは手数料等に、農村に還元しておる部分もあるのではありません。今後この公団方式を全然改正いたしまして、その大してこの中間経費は減退するものではあるまい。相當は安くなるかと存じますが、そう大して安くなるというふうなことはあるまいと考えるのであります。と申しますことは、この超過供出であるとか、あるいは早場米の奨励費であるとかいふものが、このプールによりまして消費者価格に織り込まれておるのであります。今日まではいも類の加工品に対する買入れ等がありまして、これが超過供出等の、思わざる買入れをしなければならぬような立場にあつたために、相當食糧會計においても苦しいことを見たとあります。御承知の通り二十五年からにはある一定分量的いも類しか取扱われない。しかもこれが腐敗減耗等のないことを覚悟して計画を進めておりますので、できるだけこの消費者の価格は維持されるのではないかと存じます。が、今御質問のように中間経費が安くなる。それを消費者に安くするがあるいは生産者の価格を上げるか、こういうことであります。今日買入れ価格をきめておりますことは、結局生産費に對する必要な物資を買入れるとい

うその指数によつて定めておるわけでありまして、今後公団廃止後において中間経費が幾分でも削減されるということになれば、これは消費者の価格がそれだけ安くなるという点に考へて行かなければならぬのではないかと存じます。生産費に對しましては適正な価格を見出すということについては、一層生産費等を勘案いたしまして考慮を拂つて行くことは當然であります。が、公団廃止に伴う経費の節約があらば、消費者価格がそれだけ安くなつて行くといふことに考へていいのではないかと存じております。

○川島委員 それでは最後に一つ。政府は公団の廃止と並行いたしまして、今後かんしよの統制を撤廃いたすことになる。かんしよの統制が撤廃され、買入れが中止されるというふうなことになる。かんしよの統制が撤廃され、栽培地帯の農村に與へる影響は、今日きかれて甚大かつ深刻になつておることでありまして、そのかんしよの後の問題については、農林大臣としては価格の維持あるいは生産の奨励、あるいはその他いろいろの施策を考えなければならぬ段階であらうと思ふのであります。が、これは農村経済に非常な大きな問題でありますので、この機会に農林大臣として今後のかんしよの生産価格等の問題について、どのような方針で臨んで行くのか、それをひとつ承つておきたいと思ひます。

は、まことに日本農業経営の上においてありがたいことと考へておるわけでありまして、せつ／＼農業経営の重大な一環を背負ひ込まれたこのいも類栽培を、政府が全面的買入れを中止したからといつてこれを廃止するといふことがあつてはたいへんであり、またさうなことは農業経営の上からいつても、これは慎重に考へなければならぬことと思ふのであります。いも類の全面統制を廃止いたしましたことによつて、農家一人々々の経営の面において十分なる考慮を拂つてもらわなければならないと思ひます。またさうに指導して行きたいと思つてゐるわけでありまして、自分はいもをつくつた方がよい、あるいはその他のものをつくつた方がよい。いもをつくるか。あとは野菜をつくるか。栽培の時期が春のあとにいもをつくるかというのが順序になつておられます。あとは雑穀をつくるか、蔬菜をつくるか、いもをつくるか、こういう問題になるのであります。それでありますから一人の農家が、あつて、自分はやはりいもをつくつた方がよいといつて、農業経営の面から考へて、いもをつくることを継続されることもありましようし、また近郊農業におきましては、やはり園芸作物をつくつた方がよい、あるいは雑穀その他花卉類をつくつた方がよいというふうな、その地方の農業経営に順應する方式をとられることも一つの考へ方と考へてあります。しかし日本の食糧は自主的に築になつたわけではないのであります。それでありまして、その点を考へますと、いもといふものは今十五億貫ぐらゐ生産されると存じますが、これはやはり相當維持して行

たい、この食糧という問題の前途を考へましても、私はこれは決して減退さしてはいけない、かように考へてゐるのであります。今回二十五年に對しては、米に換算しまして四十万トンに限つて買入れが承認されたのであります。その方針によつて進むのであります。が、この四十万トンの価格は、米といもとの従來の關係によりまして価格を制定して参りたい。いわゆる米一石がさつまいも十五貫、そうすると米の価格がこれだけすると、いもも価格がさうなる、さういふ価格によつて定めて行きたい、かように考へておるのであります。それから十五億貫かりにできます。中二億三千万貫しか買わない。あとのものはどうするか。こういう問題であります。これは農家の自家消費もむろん四億貫や五億貫あるわけでありまして、また今日までいもは加工工業というものは相當進んで参つておるのであります。この加工工業の設備を協同組合等の力によりまして、農村工業としてこれらの施設を結びつけて、せつ／＼こゝまで進んで来たいも類の栽培を落さない。特殊の事情によつてこれをほかに転換されるのはやむを得ませんけれども、大體いも類の生産額は維持して行きたいと考へておるわけでありまして、従つていもはある程度の自由の立場に入りますから、生産者の立場においてもいもに對する考へ方をかえてもらわなければいけない。今までは一定のいわゆる公定価格で買ひましたがために、澱粉含有量のいかにあつたかわからず、またその味のいかにあつたかわからず、いもであれば政府が買ひ上げるといふ立場にありました

ので、品種の改良あるいは製品の調整等がはなはだルーズになつて来ておるのであります。しかし今後は一般商品としてこのいもが取扱されるのでありますから、品種の改良またいわゆる商品価値を高めるということに、生産者としては考慮を拂つてもらわなければならぬと思ひますが、政府におきましては品種の改良等につきましてもこれを指導いたしまして、今年度のいもは従来の量よりも質のよいいもが生産される、価値のあるいもが生産される、こういうふうな指導して参りたいと存じております。また工業方面についての連絡につきましても、各府県別に従来の生産と消費と加工の面を調査いたしまして、そうしてせつかくできたいもがむだにならないように、これの利用価値を高めて行くという計画を今進めておるわけであります。

○三宅(則)委員 私はいそいで農林大臣がおいでになりましたから、一言だけ参考にお尋ね申し上げたい。実は予定申告を六月にし、農業は七月にいたしておる。ところが十月に中間修正申告をやつておるのでありますが、そういう申告をやりました、農業の方は十一月に修正申告をやるわけでありまして、まだ收穫が完了してない。こういう意味におきまして、ぜひとも確定申告とこの二本建にいたしたい。予定申告、その次は確定申告、中間の修正申告は手数が二重になりまして、まだ收穫が確定しないうちにやるといふことではなほだ安当でないと思ふ。こう考へますから、ぜひとも二回にいた方がよろしいと思ひますが、森農林大臣の感想並びに主税局長の御意見をいただきたいと思います。

午後一時四分休憩

午後二時三十分開議

○小山委員長代理 これより會議を開きます。

去る二十一日質疑を終了いたしました食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案を議題といたしまして、討論採決に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。前尾繁三郎君。

○前尾委員 私はただいま議題となりました食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案に對しまして、民

補てんするための一般会計から繰入金に關する法律案に對しまして、民

主自由党を代表いたしまして賛成の意

を表するものでございます。本法案に

つきましては先般来いろう論議が盡

されておるのでありますが、それはお

おむね食糧管理特別会計並びに食糧配

給公団に關する質疑でありまして、本

法案とは全然關係のない事項が論議さ

れておるのであります。その論議され

ておる点でもつともな点もあるかと

思ふのであります。今後の食糧管理

特別会計の行き方、あるいは食糧配給

公団の行き方、また會計に關するい

ろな監督、監督につきましては、も

とより政府としても十分今後において

慎重を期して、冗費を節約し、ことに

消費者価格をなるべく低減にして配給

でも、その裏面におきましては、この

特別会計の中におけるところの操作、

運営の面において、政府は誠意をもつ

てあらゆる面に節約を実施し、国民負

担の軽減をはかることこそが、国民の

納税に報ゆる大きな道でなければなら

ぬ、それが責任でなければならぬと思

うのであります。が、やもすればそ

ういう道をはずれて、一つの特別会計

の運営操作について官僚的慣性と言

いますか、われわれの血税が意外な方面

に浪費されておるといふ傾向が強い

のでございます。この面におきまして

も、今回の食糧特別会計に盛られまし

た表面上の理由は、われわれも一応納

得できますが、その裏面におけると

ころの政府の操作、運営については、

きわめてわれわれの納税の行くもので

ないことが多々あるのでございます。

ことに特別会計の諸種の赤字を税金で

負担し、税金で負担しなくても一応の

独立採算制であるならば、一時の借入

金等によつても、それは操作ができる

はずであるにかかわらず、ことさらに

政府は均衡財政を口にしたが、そう

いう面におきましては租税の濫費を行

わんとするやうな形になつておること

は、きわめてわれわれの不滿をいたす

次第でございます。そういう意味合

いにおきまして、今回の食糧特別会計

法の表面の理由には、さして重大な欠

陥があるとはわれわれは考へておりま

せんが、その政府の特別会計の操作に

對するところの習わし、施策に對して

は、根本的にわれわれの考へ方とは背

反するものがありますので、あえてこ

の案には社会党を代表して反対の意を

表する次第であります。

○小山委員長代理 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党を代表しまして、本案に反対するものであります。その理由は、政府は第六国会以来たびたびこの特別会計に対して、一般会計から繰入れる法案をこまぎれに出して来るのであります。これはまったく政府がその見通しもなく、その場限りでときどきこういうふうな問題をひつさげて来るのであります。われ／＼はこの法案自体を検討するにおいて、費目の問題についてはさほど大きな反対する理由もないように見受けられるのであります。この裏面に隠れたところの大きな問題、これは委員会でも再三論議して参つたのであります。生産者と消費者との中間の費用が非常に多過ぎる。またこの予算面に盛つて来られる問題にしても、たとえばぬか代の価格が一俵六十五円四十八銭というようになつて、それに基づいて予算四億七千五百万円というものを計上されて来ているのであります。実際この予算を審議してみると、この価格は一俵百九十円に売却されて、十五億何がしという金銭が現われて来ているにかかわらず、この差額約十億というものが実際にこの予算面に現われて来ない。また食糧配給公団が来年度の三月に解体するやうな状態になつて来ているのであります。あるいは特別会計の赤字や公団の赤字が、こういうやうなわれ／＼の目の届かないやうなところに隠れているのじやないか。たとえば一俵の空俵を四円十二銭くらいにおろしているにかかわらず、中間には中間搾取機関があつて、十円に市場に売却されているというやうな問題も多々あるのです。それからまた、予算面を見ますと、公団に建物所有権がないに

かかわらず、修理費一億と計上されて来たり、あるいは人夫賃が五億二千百万円も支出されているのであります。が、これなども操作面においては、必ずしも人夫を雇わなくとも、あるいは雇つても、これほどの金額を出さなくとも済むにかかわらず、膨大な金額を計上して、これが中間経費となつて消費価格に影響して来るのであります。また麻袋だつたか、この空袋の輸送の問題ですが、消費者に対して食糧配給をして、その空袋を一定の配給所に集荷する。その集荷した袋を今度はまた一定の倉庫に集荷する場合において、特別な輸送機関を使つてゐる。これなども、食糧を積んで配給所に食糧を配給したあとの滞りに、この空袋な空俵なりを積んで帰ればよいのに、この輸送機関に中間搾取をさせてゐる。こういうぐあいでは、い／＼な面について矛盾した予算の計上がある。これなどは来年度食糧公団の廃止という問題がある関係上、い／＼な公団の損失を、こういう部分において隠蔽されているのじやないかという疑問が起つて来るのです。こういうぐあいで、いろいろ内容を検討してみると、ふしぎな点がたくさんあります。これも相当つつ込んで質問すれば、い／＼な問題にはなると思ふのであります。が、こういうぐあいでは非常に内容に至つては、われ／＼の信を置けるものが實際はないのです。また早場米奨励金の問題にしても七十億を計上しながら、昨年度は二十八億も残つてゐる。従つてこの問題については、消費者の価格は幾らか下げたはありますが、これなども生産者に対する還元は一つとしてお

らない。こういう点でい／＼ふしぎな点があるのであります。こういうやうなふしぎな点があるにかかわらず、一般の国民の血税よりこの特別会計をまかなうというやうなことは、われわれ国民の代表としてはとうてい賛成し得られない事情があるのであります。この法案自体の品目を見ますと、農作物共済にかゝる共済組合の掛金と、この裏面に隠れてゐるところの大きな問題、国民が感づかなければならぬといふことを表裏に出してありますが、この法案に賛成することはできません。い／＼な事項がありますが、私は党を代表いたしまして反対の意を表明するものであります。

○小山委員長代理 竹村宗良一君。

○竹村委員 私は今提案されました食糧管理特別会計の歳入不足を補つて、このための一般会計から繰入金に關する法律案に對しまして、日本共産党を代表して反対するものであります。

本法律案そのものは、農作物の共済掛金の一部を消費者に負担することなく、一般会計から二十六億九千二百一十一万円を限り繰入れるというのが本法案の理由でありまして、そのことだけに問題はないのであります。しかしながらこれはたゞそれだけの金額が一般会計から繰入れられなければ、消費者の価格を上げなければならぬかどうか。この点について大きな問題があるのであります。

まず第一点といたしましては、昭和二十三年は一石当りの中間経費は二百三十五円でありまして、ところが二十四年度にはどうなつておるか。それはだんだん大きくなつて二千五百円という中間経費をとるやうになつた。これを一箇年の総額にいたしますならば、約六百六十億という膨大なものになつて参りまして、毎年々々この中間経費といふものは増大してゐるのであります。本年度開かれまして米価審議会におきましては、中間経費は一石一千円にとめよという條件を付して、あの米価決定に對するところの四千七百円といふものが答申されておるにもかかわらず、その倍もかゝるところの二千五百円というやうな膨大な中間経費といふものが使われておるのであります。

第二点といたしましては、二十四年度におきましては農家の供出せる米は、いわゆる検査制度の強化によりまして、二十三年に比べますならば、二十三年は米の等級は一、二等といふのが大体七割ないし八割あつたのであります。三、四、五等といふものは二割くらいしかあつたのであります。ところが俄然二十四年度に至りましては、もちろん凶作であつたといふことも理由でありますけれども、一、二等はわずかに二割くらいしか通つていない。そうして三、四、五等といふものが約八割という検査を行つておるのであります。従つて米の買上げ値段が、一、二等を二割にし、あるいは三等、四等、五等を八割にしたといふならば、この買上げ代金においては差は一体どれだけあるか。これは約百億円に達するのであります。しかもこの百億円に達するところの相違の代金、これに對して消費者価格を下げるのかと本委員会におきまして質問いたしましたところが、政府

当局といたしましては、その金は微々たるものであつて、計算の中に入れることはできない、こゝ言つておるのであります。しかしながら實際において一、二等を八割にし、三等、四等、五等を二割にするならば、本年度において百億円といふものが多くゐることになり、もしこれを反対の八割にするならば、百億円少くなる。しかしこれに對して配給価格の算定を質問しましたところ、政府当局は昨年度の例になつて、消費者価格を大体総合計算によつてこれをきめたといふことを、はつきり答弁しておるのであります。そういういたしますと、昨年度の一、二等が八割であつたということが基準となつて、消費者価格がきめられておるのであります。それが一、二等が二割になりまして、その差が百億円に達するとならば、それだけ消費者に還元しなければならぬのであります。しかしながらそのことを行はず、しかも安い米価に困つてゐる農家に対して幾分でもこの金を渡すのかと申しますと、そうではないと政府は答弁しておるのであります。これだけでも百億円というやうな問題があるのであります。このことと結局消費者には高い米価を押しつけ、生産者には安い米価で買上げ、そうして多くの中間経費をとりながら、なお等級の面においても百億に相当するところの金額を、政府はどういうふうに使おうとしてゐるのか。おそらくこれは利潤の増大を意味するのであります。けれども、われわれが仄聞するところによれば、おそらくこれは食糧特別会計の赤字の補填になるのではないかと、いふ危惧を持つてあります。

第三点といたしましては、政府は昭和二十五年十一月一日への食糧持越量を二百九十一万六千トンと予定しておるものでありまして、そのため大体外国食糧三百七十万トンの輸入を考へておるのでありますが、現在世界の食糧事情というものは、生産の増大によりまして非常に明るい見通しを持つようになつておるのであります。たとえば日本経済新聞二十一日付の報ずるところによりますならば、アメリカにおいては戦前は実施されてたが、ここ十年來はいろ／＼食糧の需給のため必要のなかつた生産割当制、すなわち小麦、棉花、とうもろこし、米などの主要食糧も作付面積の制限を受けることになつておる、こういうように報ぜられておるのであります。つまりこのようにして世界の食糧生産というものは非常に増大しておる。しかるに政府はこの世界的な農産物の増大を前にして、食糧の持越量を増大するために輸入を増加せしめておるのであります。つまり国内ではいも類の主要食糧としての利用を制限して、全面的な利用を考へず、食糧輸入のため四百五十六億の補給金を計上しておるのであります。これこそは政府の食糧行政に対するこの無能力を、遺憾なく暴露してゐると言わざるを得ないのであります。たとえば本年度の国内需給を見るならば、持越高を百万トンに押えるとするならば、輸入食糧は約九十万トン減ずることができるのであります。そういたしますならば、補給金は約二百二十億の不用になるわけでありまして、これを国内生産者にまわすならば、米の供出価格が現在よりも約七百三十円高く買上げることができるといふこと

ありまして、石当り四千九百八十円とすることができるのであります。つまり米価審議会の答申いたしました米価というものは、農家にとつては不足でありまうけれども、米価審議会の答申案四千七百四十円よりも上まわらして買入れることができるのであります。またこれを肥料の補給金にまわすならば、少くとも本年八月からは肥料は七割の値上げをされることになるのであります。この値上分総額は、われわれの考へでは概算いたしますと約二百三十億であります。肥料の値上げは持量を押えるならば、肥料の値上げはしなくともいいという結果になるのであります。このことと政府はやううと考へていない。この事実を見るように、世界の食糧生産が増大上昇している今日、政府はあえて手持食糧を増大させ、しかも世界の農産物生産が増大いたしましたならば、将来はだん／＼価格が下落して行くといふことを見越しておりながら、今日高い外国食糧を買つて、そうして国内生産者には低米価を押しつける。それから国内のいも類の活用を怠り、一方米麦などは供出を怠っている。つまりいも類なんかの需要を怠つて、米麦だけ供出を怠っている。消費者には高い価格で売りつけて、国民の血税を惜しげもなく外国食糧の輸入に向ける。配給量をふやすかといふばふやしもしない。これは一体どういふことを意味するのか。食糧の生産が減退しているときであつたならば、手持食糧をふやすといふことも考へられまうけれども、増大しておそれ価格が下落するだらうといふときに、手持食糧をふやすといふことは、

どうしてもわれ／＼納得することができないのであります。政府はさういふことは考へていない、つまり戦争準備を考へていないとするならば、手持食糧をふやす必要は絶対にないと思ふのであります。つまりさういふことは、結局におきまして現在の吉田政府の農政に対する無方針の現われである。国内食糧の需給態勢の諸方針をおろそかにしているのも、またゆえなきにあらざう私たちは思ふのであります。たとえば開墾にいたしまして、干拓にいたしまして、土地改良の面にいたしまして、あるいは山林牧野の開放にいたしまして、怠つてゐる原因はこゝにあると思ふのであります。こういう意味からいたしまして結局本法案は、消費者に負担をさすことなく、一般会計から繰入れるのだという美名のもとに、自分たちの食糧行政の無方針を隠蔽せんとする一つの欺瞞的な法案であると思ひますがゆゑに、日本共産党はこれに對して断然反対するものであります。

○小山委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

これから本案を議題として採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○小山委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○小山委員長代理 午前中に引続き、税法六案を一括議題として質疑に入りまふ。川島君。

○川島委員 午前中に引続いてお尋ねをいたしたいと思ひます。資料要求の時間がありませんので、お持ちでした

らこの機会に一応尋ねて、それから質問したいと思ひます。

政府は二十五年年度の国民所得を三兆二千五百二十億、その内訳は、勤労所得が一兆三千八百五十億、個人業種所得が一兆七千四百三十一億、その他所得が一兆二百億ばかりと発表しておりますが、このうちで勤労所得は何人でのこの程度になるか。その勤労所得の中で、農林、水産業の所得人員、公務及び団体、営業等の被用者の人員、それから個人業種所得について、その内訳を示してもらいたいと思ひます。

○平田政府委員 今お尋ねのおもな数字を申し上げてみます。なおさらに必要があればあとで調整して出してもいいと思ひますが、一応御説明いたします。

二十五年年度の国民所得を見積りました場合に勤労所得の総人員が千二百三十三万四千九百七十七人、それに対して今度の所得税法によりまして納税者と認められるものが九百九十七万二千九百七十七人、それから個人の業種所得であります。それから農業所得の国民所得における総人員は六百二十九万人、それに対して今度の所得税法によりまして納税見込み人員は二百七十四万一千九百七十七人、それから営業所得の、国民所得の計算上一応見えておりますが、所得税法のもとにおきましては二百六十六万九千九百七十七人、それと見えております。大体おもな点は以上であります。

○川島委員 そういふことになりました。と、政府は今度の税制改正によつて、また予算上から見ても、国税総体においては九百億の減税をした。一方に地

方税においては、まだ決定をいたしておらぬようでありまして、約四、五百億の増税になり、差引四百億は数字の上からでも減税になると強く主張しておるのであります。数字上においては一応さういふ形になるものであります。国民の最も関心を持つております間接税は別といたしまして、所得税の方面では予算上の減税額は五百数十億といふことになるわけでありまして、その減税率は一分八厘強であります。ところが法人税の面を見ると、本年は三百八十六億円で、昨年の五百億から百十四億の減税、これは実に二割三分の減税といふことになるのであります。政府の考へ方は、おそらく資金蓄積を目標として、法人税の軽減をその面から行かつて、蓄積の方向に持つて行こうといふのがその目標であらうと思ひますが、日本の今の国民経済の實態からいつて、乏しきをわかつち合うといふ一種の耐乏生活をいまなお当分続けなければならぬと、総理大臣も大蔵大臣も安本長官も口をひとしくして言われておる。ところがこの減税総額から見ると、直接国民の負担いたしました所得税額は、減税わずか一割八分にあつて、法人税にのみ二割三分、その差五分の減税を特に法人に認めたとすることは、少くとも国民経済全体の上から見て、負担の公正妥當といふ点において矛盾があるようにわれわれは考へるのであるが、その点について当局はどういふ見解のもとに、このような減税の措置をとつたかを承つておきたい。

○平田政府委員 法人の所得税の減税の程度と、個人の所得税の減税の程度に關する御批判だと思ひますが、その

問題については、法人税につきましてはさしあたり二十五年度におきましては、やはり再評価税を相当納めることも御考慮に入れていただきたいと思ひます。その總額が約百五十億と見ておられますが、その大部分は法人の分でございます。従ひまして再評価税を入れますと、法人におきましても、もちろん超過所得税が減りますのである程度減りますが、實際問題といたしましてはそれほど減りません。しかし將來は再評価税は一定期間に納められることとありますから、三年間に納めてしまひました後におきましては相当減ることになります。それから個人の場合におきましても、今お話の点は二十四年度の予算額と二十五年度の予算額との比較においてのお話のようでありましたが、實際のと申しますか、税法のほんとうの減税というものは実はもつと相当高く上つておりまして、これの正確な計算はなかなかむずかしいのでございます。つまり今の税法を来年度そのまま実行した場合と比べて、収入見積額を出して、それと今度の改正後の見込額とを比較いたしますと、実は千億以上の減税ということに相なるのであります。私も別に法人を特に軽くするといふつもりはございません。個人につきましても財産の許す限り極力減税をはかつておりまして、また法人につきましては前々から申し上げておりますように、超過所得税を廃止し、清算所得税はむしろ個人の課税に統合するといふような改正をいたしておるわけでありまして、税率をいたしましては普通税率三五%程度で課税するといふことになりますと、大体において法人と個人とのバランスはとれる

のではないかと思ひます。ただ今度の重大な改正点は、川島委員御承知のやうに法人と個人は大体において所得課税においては一体に見るといふ原則をとつております。従ひまして配当所得に対する関係におきましては、従来と比べてこれは確かに相當な減税になるのであります。これは一つは租税力の議論からいたしましても前々から議論があつた点でありまして、法人と株主の所得はそれ／＼別個のものとして、別々に所得税を課税してもよいのだという議論と、結局法人の利益は株主の利益になつてしまふのであるから、法人の段階か、あるいは株主に配当された場合における株主の配当に対する所得税の段階か、いずれか一つの段階で一本の税を課すればよいのだ、こういう説と二つあるわけでありまして、今度のシャープ勧告による案によりまして、後者の説を採用いたしております。これは私もいろいろ議論があると思ひますが、確かに事柄を現実的に見ました一つの有力な理論だと考へておりまして、負担の理論の上から考へましても十分成り立つ議論であります。たとへば實際を重んずるイギリスの所得税におきましては、昔から大体こういう行き方をとつております。今までの日本の税法はドイツ式の考へ方をとつていたわけでありまして、その点今回大分現実的になるわけでありまして、さういふ意味におきまして、配当所得に関する限りにおきましては、確かに法人の負担は相當減ります。これははつきりいたしております。それは今申し上げたやうな課税理論を採用した方が、むしろ實際の負担に適合し、妥當だといふ結論から採

用いたしておるわけでございますので、單に法人と個人の減税はいかんといつたやうな事柄だけではなく、全体としての姿をながめていただきたいまして、御批判を仰きたいと存する次第であります。

○川島委員 私どもはこの点についてはまだ議論がありますが、後ほどにいたします。

次にお尋ねをいたしたいのは、先ほどの大蔵大臣の説明によりますと、政府は一般勤労生活者の実質賃金は、きつめて充實したといふ説明と考へ方に立つておるやうであります。なるほど民間産業の賃金の上昇いたした面はあつたことは認めます。しかし一方二百萬に及ぶ一般公務員及びこれに準ずる俸給生活者の賃金といふものは、昨年の一月に改訂されたまま今日に續いております。しかるに税制の改正の面から言ひますと、政府の言うやうに一般勤労者の生活困難の事實は認めるが、それは税制の改正の面と厚生施設等によつてそれを埋め合せると言明いたしております。そこでまず第一の減税の面において、はたして一般勤労大衆の生活上における負担が、これによつて軽減されるかどうかといふ実質上の問題に、私は目を向けたと思ひます。たとへば安本の本年に発表いたしました計算によりますと、CPSで一昨年の七月から昨年の七月に對比いたしました場合に、すでに二三・二%上昇しておる。OPIで三・二%上昇しておる。安本は公表しておるのであります。こういう事柄を勘案して考へてみますと、一般俸給生活者にと公務員の生活の実質賃金といふものが確保されないのはもちろん、実質賃金が充實され

ておるといふやうな見解はどこにも相立たぬと思ふ。ことに今回の税制改正によりまして、政府はシャープ勧告よりは、やや違つた観点に立つて改正案を出されておられますが、それをいたしましてもなおかつ勤労者の平均いたします減税額といふものは、予算面からいたしまして、私の計算では大体二割五分であります。ところが一面において安本の示されておるやうに、生活の実態から考へました計数によれば、CPSで二三・二%、CPIで三・二%の上昇を見ておるといふことは、政府みずから言明されておるところであります。これを基礎といたしますと、今度の政府の税制改正によつて、一般俸給生活者の実質賃金が、その減税によつて多少でも充實されるのだといふ政府の考へ方とは、たいへん矛盾をいたしておる数字になるのであります。その点は主税局関係者としてどのような観点に立たれて、この問題に對処されたかを承つておきたいのであります。

○平田政府委員 税制改正の結果といひまして、勤労者の生計費に實際どういふ影響が及ぼされるであらうかといふことにつきましては、地方税の關係がまだ本質的になつておりませんので、今は試算程度の表をつくつておられますが、大体地方税をシャープ勧告によつて計算するといひましたとしても、私どもの計算によりまして、生活費の負担は相當減るといふことに相なるのであります。今月収一萬四、年収十二萬四、夫婦子供二人の場合を考へてみますと、大体所得税の改正によつて、現行税制の収入に對する税の負担が、さらに五・八%程度下ります。つまり

手取りが五・八%ほどふえる。その反面住民税と地租、家屋税等の増徴によりまして負担がふえる部分が一・五%程度、それから先般行いましたところの取引高税の廃止、雜物消費税の廃止、それから物品税の改正、それから今度の通行税の三等乗客に對する課税の廃止、さういふ間接税の軽減によりまして、家計費の負担が浮くだろうと認められる部分が二・七%くらいでございます。その反面御承知の通り相當補給金等を削減いたしまして、公定價格等はあるいは引上げておられますが、その引上げ等によりまして、生計費の負担のふえる部分が三・六%程度でございます。さうしますと全体を通じて三・四%ほど家計費は助かる。こういう計算は可能であります。このほかにさらに最近の食糧事情あるいは實際の價格の動向等も幾分下りぎみでありまして、この方面からいましてさらに家計は楽になる部分もござります。その反面またあるいは若干上る部分も出て来るだらうと思ひますが、さういふ点は抜きにいたしまして、要するに税制の改正と、それから予算措置に伴う補給金の削減等に伴つて、物価の改訂等を総合して検討してみますと、大体さういふ結論に相なるのでござります。これは家族の多い世帯であればあるほど、その数字がよい数字になるやうでございます。勤労者の場合は御承知の通り所得税の軽減の割合が比較的少ないので、それほどではありません。ごくわずかな軽減になるところとあるいはある程度軽減になるだらうと認められるところがござります。しかし一番今生活が苦しいのは、やはり相當家族の多い

世帯ではなからうかと思ひます。その辺の世帯は今度の税制改正は家計費に對して有効な役目を果たす、かように確信しております。

○川島委員 今の御説明は、要するに計算の基礎を立てます一つの時点にすぎぬものかと思ひます。なるほど今回の税制改正実施では、しかも今の民間官庁を通じての修給生活者の賃金というものが、一つの平常な形において行われたいものと見て、それを時点として計算すれば、なるほど今の説明がつくのであります。ところが、実際は一般公務員の俸給というものは、昨年の一月から改訂されておる。しかもその一月の改訂の場合には、主税局長も御承知のように、一昨年の七月の物価指数及び民間労働者の平均賃金を勘案して算定したものが、六千三百七十四というものに生れたのであります。しかもその後七月を基準といたしまして、昨年の七月に至る一箇年の間にすらも、このように二割三分、〇・三に上つては三割二分という上昇を見ておるといふことの事実を見のがした計算であれば、そういう形になるのであります。実際はそういう形でなくして、今のような物価の上昇という一面が動かすことのできなない事実として、勤労大衆の生活を圧迫しておる事情は事実であります。そういうことを見のがして、ただ今日の時点を中心としての計算の仕方では、この税制の改正によつて修給生活者の賃金の実質が充實されるのだ、言いかえれば多少でも税の負担において軽減されるのだというようになりくつは、必ずしも相成り立たぬと私も考へておるものであります。局長のお考えはどういう考へでありますか。

○平田政府委員 まず最初に申し上げておきますが、先ほど川島委員は勤勞所得税の軽減割合が、二割五分程度だといふお話でございました。その点は私もさういふ点に見ておりません。現在の税法をそのまま二五年度に実行するといふにいたしますれば、約千五百億円の収入に相当するのでございます。それを予算額で計上してござります。それから、千億円ちよつと割る数字でござりますから、大体におきまして税法改正による減税割合としましては三割を越えておるものと私どもは考へておるものであります。なおこの点は後ほど詳しく数字を申し上げてもよろしゅうござります。その点ひとつ御了承願ひたいと存じます。これは同時に御配りしておりますところの負担の比較表をらんになればわかるのでござります。この点から御検討になりますれば、家族が二人ないし三人くらいの場合におきましては、おおよそ三割ないし四割の軽減になつておるのでござります。さらに家族の数が多くなればなるほど、あるいは所得の階級が下になればなるほど、その軽減割合は増加いたします。五割、六割の軽減になつておるクラスも大分多いのであります。ただ先ほど申しましたように、勤勞者の負担は比較的軽減になつておらない。大体一割から二割前後の軽減が多いのでござりますが、勤勞所得税の軽減割合といたしましては、全体として相当な減税になつておるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

それから今お話の一つは、改正する場合における物価水準等の時点をいかにとるかという問題でござりますが、今度の改正案によりますと、御承知の通り基礎控除は一万五千円から二万五千円に引上げておられます。約六割前後の引上げであります。それから扶養家族の控除も今までは税額控除で千八百円でありましたのが、今度は所得控除で一万二千円にいたしたのであります。所得控除の一万二千円と税額控除の千八百円というのとはちよつとわかりにくいかもしれませんが、所得控除を税額控除にいたしますとこれも相當な減少になるわけでありまして、かりに一番税率の低いところの二〇%の負担を受ける所得階級における場合を考へてみましても、一万二千円の所得控除を税額控除に引き直しますと、それでも従来の千八百円の税額控除に比べますと相當の負担の減少になるのでござります。これは税率の適用階級が多くなつておるに從ひましてその控除の率が多くなるのであります。この方も御指摘の物価の騰貴率等よりもはるかに高い数字になつておるのであります。さういふ点から考へまして、今回の所得税法改正は所得税法改正の見地だけを考へますと、御指摘の時点等から比べますと、私は相當な減税になつておると考へるのであります。給與の問題その他についてはさきにいろいろの事情を考へまして、政府としてはさしあたり現在の水準で行きたいといふことに相なつておることは御承知の通りであります。

○川島委員 税制の改正それ自体から見れば、数字的に一般の勤勞者に対して二割以上の減税になる、こゝういふのであります。その二割以上の減税になるに至るまでの間には、先ほど申し上げましたように物価の上昇があり、生計費の膨脹がすでに先に來ておる。それで先に來ておるものに追いついて、初めて税制の改正が行われるのであります。われわれは数字の上から見ましても、実質の上から見ましても、その数字通りに勤勞者の実質賃金の充実に、役立つては來ないといふ見解なんでありまして。しかも政府はその減税自体が実質賃金の充実になり、家計費の軽減になるかのごとき口吻で説明されておられますけれども、この減税が実施されましても、勤勞者の事実上の生計費というものは、政府の考へておるような数字通りには軽減されないといふことは、勤勞者自身が一番よく知つておるわけでありまして。少くとも主税局長におかれましてもこれまた勤勞者でありますので、国税の面においてかりにそういう数字が現れましても、未決定ではあります。地方税の増徴、それに伴う家賃、地代等の上昇、あるいはまた米の消費、物価の上昇、あるいはその他一般必需品の値下りを見ないといふ現状に立つておる限りにおいては、勤勞大衆の生活の上には、この減税があまり数字通りには軽減されずに行くとする建前になるのではないかと考へておる。われわれは強く感じておるのであります。そこで政府は、ことにこれは大蔵大臣にお聞きし、申し上げたいと思つたのであります。大蔵大臣は先般衆議院で、いかに今度の税制改正によつて、政府は実に思ひ切つた減税を行ひ、それがために国民大衆は非常な楽を税の面からはするかと、こゝくに、強く吹聴しておられますけれども、これは簡単に計算をした事柄でありまして、多少の数字の聞き違ひはあろうかと思ひますが、たとえば政

府が国税、地方税を差引いた国民全体の五百億ばかりの減税を基本といたしまして、八千万の人口に換算すれば、わずかに六百二十五円である。また納税者もしくは実質上において所得をいたしておる者の数が、かりに三千万と仮定いたしますれば千六百円、一箇月にはわずかに一人当たり百四十円の減税にすぎないといふことになるのではないかと考へる。しかもかかるから政府はこの減税税制改正案をもつて、まるで旱天に慈雨を受けたかのごときことなるのだといふような誇張的な見解をもつて、国民に説明しておりますけれども、国民は一応も二応もそれでは納得をいたしておらないのであります。そこで私はさきにいつくお伺ひいたしました。この減税の実施と、一方未定ではあるが、地方税によつて受ける増税を考へてみた場合に、勤勞所得者においては、ただいまの説明によれば地方税における増税分も、あまり高くないといふような数字になつておりますけれども、それでは一例をもつてお尋ね申し上げます。今度の地方税の実施によつて、今の原案が実施されるとした場合の府県民税あるいは市町村民税、ことに家賃、地代等は、勤勞者の上に一体どの程度の形となつて増税されるのか。その具体的な数字を一応念のために一例として伺つてみたいと思ひます。

○平田政府委員 まず全体の負担が相當減税になつておるかおらぬかといふ問題でありまして、この点はいろ／＼な見方があると思ひます。こゝの二五年度の予算額を比較した場合における減税額は、今川島委員がお話になりましたよ

府が国税、地方税を差引いた国民全体の五百億ばかりの減税を基本といたしまして、八千万の人口に換算すれば、わずかに六百二十五円である。また納税者もしくは実質上において所得をいたしておる者の数が、かりに三千万と仮定いたしますれば千六百円、一箇月にはわずかに一人当たり百四十円の減税にすぎないといふことになるのではないかと考へる。しかもかかるから政府はこの減税税制改正案をもつて、まるで旱天に慈雨を受けたかのごときことなるのだといふような誇張的な見解をもつて、国民に説明しておりますけれども、国民は一応も二応もそれでは納得をいたしておらないのであります。そこで私はさきにいつくお伺ひいたしました。この減税の実施と、一方未定ではあるが、地方税によつて受ける増税を考へてみた場合に、勤勞所得者においては、ただいまの説明によれば地方税における増税分も、あまり高くないといふような数字になつておりますけれども、それでは一例をもつてお尋ね申し上げます。今度の地方税の実施によつて、今の原案が実施されるとした場合の府県民税あるいは市町村民税、ことに家賃、地代等は、勤勞者の上に一体どの程度の形となつて増税されるのか。その具体的な数字を一応念のために一例として伺つてみたいと思ひます。

うな方法で見るとわかるのでございまして、それも一つの方法であらうかと思ひます。ただしし国民所得が全体としてどうなるか、これはいろいろ問題でございしますが、一応安本で出しておる国民所得によりまして、二十五年に於いては二十四年度に比較してやはり六、七分の増を見込んでおられます。つまり二十四年度が三兆七百七十億に對しまして、二十五年は三兆二千五百二十億を見込んでおるわけでありまして、これは物価水準は大体同じと見て、国民所得の増と見込んでおりますから、まさにこれは生産に對する所得の増でございまして、これはそは租税力の方面から見まして、従来の国民所得の増と違ひまして、ほんとうに租税力のある所得の増と見ることができるのであります。それによつて、今お話のように税の總額が地方税を含めまして減るのであります。従つて一人頭の金額から申し上げますと、お話のような見方もあると存じますが、租税力がある程度ふえて、しかし税の總額が減るということとでございまして、私はやはり二十五年は二十四年度に比べて相当な減額になるものと考へております。国民所得に對する税の比率から申し上げますと、先般も申し上げたように、大体二十三年度が二四・二%、二十四年度が二五・五%、二十五年は二三・二%に下るようであります。従来のように国民所得が物価水準の騰貴等によつて空ぶくれするときにございましては、これはいろいろ見解の差異はございしますが、大体物価水準が最近の水準で横ばいしていると見て、しかも生産の増加に對して国

民所得が増加する。それが実現した場合におきましては、予算總額の増に對する減税ができるということに相なるのでありますから、これは實質的に相当減税だと確信しております。それから地方税の問題については、今お話の通りまだはつきりきまつておりませんので、いろいろ計算いたしておるわけでありまして、今申し上げました数字も大体シャープ勧告案に基いて計算した数字であります。大体建前といたしましては住民税は、今度は府県民税がなくなりまして、市町村民税だけにいたします。これは一種の所得附加税みたいなものでありますから、これはもちろん当然所得者が負担すべきものであります。これは大体標準税率によりましてそれを計算いたしております。

それから地租家屋税の引上げによりましてどう響くか。これはいろいろ問題がありますが、今日御承知のように地代家賃を相当低い統制額で押さへておるときでありますから、これは当然不動産税、固定資産税の増税がありまして、地代家賃がどのくらい上つて行くかというところは研究しております。

○川島委員 その税の引上げに伴つて、地代家賃がどのくらい上つて行くかというところは研究しております。

○平田政府委員 地代家賃の問題は、結局地代家賃統制令で統制額を指定してきまることになつておるわけでありまして、これについては先ほどから申し上げましたように、少くとも固定資産税の増徴に對する部分は引上げる改正を行つて、この方針は大体きまつておりますが、それ以外においてこの際修繕費等の増加を見込んでさらにどの程度引上げるか。これは目下物価騰貴で研究中でございまして、これは一般物価

屋兩税の引上げに伴つて、一般地方におけるところの地代家賃はどのくらい上つて行くか。またどの程度まで予想しておるか。その点を具体的に示してもらひたい。

○平田政府委員 住民税は御承知の通り、今度は大体所得税を主とするものが大部分だと思ひます。所得税を基にすることを以ては、今の案によりますと、大体一八%を標準税率にいたすことになつております。それから均等割りといつたしまして、大体年六百円程度が標準になるものと考へております。そういう前提で計算いたしまして、ただいま申し上げましたように、年收十二万円くらいの夫婦子供二人の世帯の場合における住民税の負担が、従来は月約八十圓のものが、改正後においては月約七十三圓くらいになつております。それから地租家屋税の分は従来二十六圓くらいのものが、改正後においては七十五圓程度になります。かような計算をいたしまして算入いたしましたものであります。

○川島委員 その税の引上げに伴つて、地代家賃がどのくらい上つて行くかというところは研究しております。

○平田政府委員 地代家賃の問題は、結局地代家賃統制令で統制額を指定してきまることになつておるわけでありまして、これについては先ほどから申し上げましたように、少くとも固定資産税の増徴に對する部分は引上げる改正を行つて、この方針は大体きまつておりますが、それ以外においてこの際修繕費等の増加を見込んでさらにどの程度引上げるか。これは目下物価騰貴で研究中でございまして、これは一般物価

政策との関連において決定すべきではないかと思ふのであります。

○川島委員 そうなると地租、家屋兩税の引上げに準じて引上つて行くということになりますと、こういうことになるおそれがあると思ふ。従来の土地家賃は大家が借家人である。そして同時に土地も借りておる。しかも固定資産税が大巾に引上つて来るというところになれば、それに準じて家賃が引上つて来るということになるにからず、先ほどの局長の御説明によると住民税、地租、家賃合せて一・五%しか引上らないという説明であります。これはちよつと納得が行かない僅少な数字ではなからうかと思ふのであります。その根拠はどこにあるのですか。

○平田政府委員 一・五%と申しましたのは、年所得に對してその負担増の部分の割合でございまして、いづれも今申し上げました増減の度合いは年所得に對します。それによつて所得税の減少歩合なり、あるいは家賃の増減を申し上げたのでございまして、家賃、地代としましては相當な値上に相なるわけでございます。今申し上げましたように地租、家屋税につきましては、私どもの計算では一応今度増税になりまして、額が、税制改正によつてそれだけ値上げになる。その影響を見ておられます。その他の部分はどうかということは、さつき申し上げましたように、これは一般物価政策の問題であります。最近地代、家賃が非常に低い状況に照らしまして、さらに若干の修正を加える必要があるかどうか。そういう角度から検討して決定するべきではないかと思ふのであります。

○川島委員 それはその程度にしておきまして、次にお伺ひしたいと思ひますが、政府は給與ベースの改訂を行わぬ。給與ベースの改訂を行つと中央、地方を通じておおよそ六百億の財源を必要とする。この六百億の財源を必要とする基準となるものは人員であります。その人員数において六百億の財源を必要とするほどの人員が今あるのかないのか。その具体的な根拠をこの機会に示していただきたいことと、もし六百億の財源があつてその給與改訂をした場合に、六千三百七十四億七千八百七十圓に引上げた場合に、一休所得税の政府にはね返つて来る金額はどのくらいかというようになことにいつて研究されたことがあれば、その数字をこの機会に漏らしていただきたいと思ふ。

○平田政府委員 勤務所得が、主として官公吏の所得が六百億ふえた場合に、どの程度はね返つて来るかという問題ですが、これは正確な計算をいたしたことはございせん。これは正確な数字を必要といたします。大体におきまして従来課税所得の上に乗つて来ますから、やはり少くとも課税所得五万円以下が二割でございまして、二割よりも多いということは間違ひございせん。二割五分前後ではなからうかと思ひますが、その辺のところは必要といたします。後ほど調へまして申し上げます。

○川島委員 人員並びにその財源のはね返つて来るもの、仮定の問題で恐縮ですが、その数字がありましたらば、具体的に追つて資料をもらいたしたいと思います。

次にお尋ねいたしますが、今後の税制の問題は焦点がいささか地方税に移つて来るのではないかと、国民もまたこの地方税の改正に大きな焦点的な目を向けて関心を拂つてゐるのであります。そこで政府の税制改正説明によりますれば、地方自治の強化助長のために、そうして財政力の乏しい地方に對して、健全な財政的活動を行はしめるのだというところで説明をされておりますが、私どもの経験あるいは見聞するところによりますると、今度の地方税の中には、たとえば附加価値税のごとき新しいものがある。あるいはまた固定資産税のごとき家屋地租にかわるものでありますから、これはあまりむづかしい手数はないだろうと思つてあります。基礎をきめたり、あるいは賃貸価格の倍率等によりまして、これはまた事務的には煩瑣な手数が要になつて来るのではないかと、このことは、はつきり見通しができるのではないかと私は思つております。そこで政府にこの点をお伺いしたいのであります。地方税の改正が今の原案の通りに実施されたら仮定いたしました場合に、はたして府県並びに市町村が、政府の考へておる通りに徴税がきつめて円滑になつて、しかも財政的に地方の財政活動に健全性を必ず加えるであろうという見通しが、一体あるのかどうかということについて、一応伺つておきたいと思つてあります。

ほとんど九〇%以上まかなうことになりまふ。従つて五つの税、あるいは極端に申しますと、附加価値税と市町村民税と固定資産税の三つの税がうまく行くか行かぬかというところが、ほとんど地方税の収入がうまく行くか行かぬかのわかれ目になると私は考へております。従つて三つの税について御質問のような点について、若干意見を申し上げます。

まず附加価値税でございます。附加価値税はいかにも新しい税金でございます。世間では一体どういふことになるかわからないといふたような不安の念を持つておられるようでございます。私は率直に申しまして、附加価値税は所得税よりもはるかに行政はやさしいと考へております。取引高税よりも確かにむづかしいと考へております。法律をつくりまふ場合におきましては、なか／＼問題の点もございまして、一定の収入金額から一定の支出を差し引きまして、それによつて出て来るわけでありまして、所得計算のごとくたなおろしを期末にするとか、あるいは減価償却の計算をするといふ必要が実はないのであります。税法で定められたところの収入金額をプラスに立てて、仕入費その他の税法で定められた控除すべき支出金額をマイナスに立てまして、それ／＼課税年度ごとに差引計算して出しますれば、附加価値税が出て来るのであります。企業としましてはなれて来ますと、案外簡単にできるのじやないかと考へております。ことに附加価値税は今までの事業税と異なりまして、会社の分がどちからかという納税が多くなります。個人なかんずく中小企業の方は、事業税に比べま

りまして、大体三分の二以上は固定資産税として収入が入つて来そうでありまふ。あとの三分の一弱が、おそらく減価償却資産の分だと見ておりますが、これが実は私は一番むづかしい問題ではないかと考へております。であります。この方も、一方におきまして今度再評価を国においてやることになつておりました。減価償却につきましては、一応再評価法に基きまして税務署の方にいろいろ資料が集まつて参ります。その資料をもとにいたしまして、それを市町村に配付いたしまして、それによりまして適當な評価に努めますれば、さして至難なことではないと思ひます。しかしこれは實際問題として、なか／＼むづかしい点がございます。従いまして最初のうちは、減価償却資産の評価が一番問題もあるし、むづかしい問題ではないかと思ひますが、今申し上げましたように、再評価を同時に国においてやりまして、それをつき合せてやりますれば、これもそう著しく負担の不均衡を来さないで何とかやるのではないかと。もちろんこれがためには、中央におきましても相當専門家を集めて、地方においても相當専門家を訓練いたしまして、適當な評価に努める必要があるのではないかと、かように考へております。

○川島委員　そこでお尋ねしておきたいのですが、附加価値税の税率、固定資産税の賃貸価格の倍率及び税率、こゝういつた問題について政府原案がありますが、さらにまたその筋と折衝されて、その税率の軽減をはかるというふうな運動が行われておるようによ、新聞紙上では伝えられてゐるのであります。その状況を参考のためにこの機会

は、たゞし府県並びに市町村が、政府の考へておる通りに徴税がきつめて円滑になつて、しかも財政的に地方の財政活動に健全性を必ず加えるであろうという見通しが、一体あるのかどうかということについて、一応伺つておきたいと思つてあります。

附加価値税でございます。附加価値税はいかにも新しい税金でございます。世間では一体どういふことになるかわからないといふたような不安の念を持つておられるようでございます。私は率直に申しまして、附加価値税は所得税よりもはるかに行政はやさしいと考へております。取引高税よりも確かにむづかしいと考へております。法律をつくりまふ場合におきましては、なか／＼問題の点もございまして、一定の収入金額から一定の支出を差し引きまして、それによつて出て来るわけでありまして、所得計算のごとくたなおろしを期末にするとか、あるいは減価償却の計算をするといふ必要が実はないのであります。税法で定められたところの収入金額をプラスに立てて、仕入費その他の税法で定められた控除すべき支出金額をマイナスに立てまして、それ／＼課税年度ごとに差引計算して出しますれば、附加価値税が出て来るのであります。企業としましてはなれて来ますと、案外簡単にできるのじやないかと考へております。ことに附加価値税は今までの事業税と異なりまして、会社の分がどちからかという納税が多くなります。個人なかんずく中小企業の方は、事業税に比べま

りまして、大体三分の二以上は固定資産税として収入が入つて来そうでありまふ。あとの三分の一弱が、おそらく減価償却資産の分だと見ておりますが、これが実は私は一番むづかしい問題ではないかと考へております。であります。この方も、一方におきまして今度再評価を国においてやることになつておりました。減価償却につきましては、一応再評価法に基きまして税務署の方にいろいろ資料が集まつて参ります。その資料をもとにいたしまして、それを市町村に配付いたしまして、それによりまして適當な評価に努めますれば、さして至難なことではないと思ひます。しかしこれは實際問題として、なか／＼むづかしい点がございます。従いまして最初のうちは、減価償却資産の評価が一番問題もあるし、むづかしい問題ではないかと思ひますが、今申し上げましたように、再評価を同時に国においてやりまして、それをつき合せてやりますれば、これもそう著しく負担の不均衡を来さないで何とかやるのではないかと。もちろんこれがためには、中央におきましても相當専門家を集めて、地方においても相當専門家を訓練いたしまして、適當な評価に努める必要があるのではないかと、かように考へております。

○川島委員　そこでお尋ねしておきたいのですが、附加価値税の税率、固定資産税の賃貸価格の倍率及び税率、こゝういつた問題について政府原案がありますが、さらにまたその筋と折衝されて、その税率の軽減をはかるというふうな運動が行われておるようによ、新聞紙上では伝えられてゐるのであります。その状況を参考のためにこの機会

は、たゞし府県並びに市町村が、政府の考へておる通りに徴税がきつめて円滑になつて、しかも財政的に地方の財政活動に健全性を必ず加えるであろうという見通しが、一体あるのかどうかということについて、一応伺つておきたいと思つてあります。

は、たゞし府県並びに市町村が、政府の考へておる通りに徴税がきつめて円滑になつて、しかも財政的に地方の財政活動に健全性を必ず加えるであろうという見通しが、一体あるのかどうかということについて、一応伺つておきたいと思つてあります。

附加価値税でございます。附加価値税はいかにも新しい税金でございます。世間では一体どういふことになるかわからないといふたような不安の念を持つておられるようでございます。私は率直に申しまして、附加価値税は所得税よりもはるかに行政はやさしいと考へております。取引高税よりも確かにむづかしいと考へております。法律をつくりまふ場合におきましては、なか／＼問題の点もございまして、一定の収入金額から一定の支出を差し引きまして、それによつて出て来るわけでありまして、所得計算のごとくたなおろしを期末にするとか、あるいは減価償却の計算をするといふ必要が実はないのであります。税法で定められたところの収入金額をプラスに立てて、仕入費その他の税法で定められた控除すべき支出金額をマイナスに立てまして、それ／＼課税年度ごとに差引計算して出しますれば、附加価値税が出て来るのであります。企業としましてはなれて来ますと、案外簡単にできるのじやないかと考へております。ことに附加価値税は今までの事業税と異なりまして、会社の分がどちからかという納税が多くなります。個人なかんずく中小企業の方は、事業税に比べま

りまして、大体三分の二以上は固定資産税として収入が入つて来そうでありまふ。あとの三分の一弱が、おそらく減価償却資産の分だと見ておりますが、これが実は私は一番むづかしい問題ではないかと考へております。であります。この方も、一方におきまして今度再評価を国においてやることになつておりました。減価償却につきましては、一応再評価法に基きまして税務署の方にいろいろ資料が集まつて参ります。その資料をもとにいたしまして、それを市町村に配付いたしまして、それによりまして適當な評価に努めますれば、さして至難なことではないと思ひます。しかしこれは實際問題として、なか／＼むづかしい点がございます。従いまして最初のうちは、減価償却資産の評価が一番問題もあるし、むづかしい問題ではないかと思ひますが、今申し上げましたように、再評価を同時に国においてやりまして、それをつき合せてやりますれば、これもそう著しく負担の不均衡を来さないで何とかやるのではないかと。もちろんこれがためには、中央におきましても相當専門家を集めて、地方においても相當専門家を訓練いたしまして、適當な評価に努める必要があるのではないかと、かように考へております。

○川島委員　そこでお尋ねしておきたいのですが、附加価値税の税率、固定資産税の賃貸価格の倍率及び税率、こゝういつた問題について政府原案がありますが、さらにまたその筋と折衝されて、その税率の軽減をはかるというふうな運動が行われておるようによ、新聞紙上では伝えられてゐるのであります。その状況を参考のためにこの機会

は、たゞし府県並びに市町村が、政府の考へておる通りに徴税がきつめて円滑になつて、しかも財政的に地方の財政活動に健全性を必ず加えるであろうという見通しが、一体あるのかどうかということについて、一応伺つておきたいと思つてあります。

の予期したことは反しまして、所得金額が一万二千円以下であるものは扶養親族として認める、こういうことになつておるのであります。まことにこれは実際上の面において有名無実に近いものではないか。扶養家族の拡大をしたという名前はあつても、実際の適用の上においてはあつてもなくともいいに近うな形が出るんじゃないかと思つてあります。一体この一万二千円以下というポイントが設けて、これによつてどのくらいの人数が助かつて来るのか。この点について一応説明を願ひたいと思つております。

○平田政府委員 今度の扶養控除の範囲につきましては、原則として従来のような年齢の制限を撤廃いたしましたのでございます。実際において所得者から扶養を受けておる事実がある場合におきましては、原則として扶養親族として控除することにいたしましたのでございますが、しかし他面におきまして、その人に所得があつて、むしろ基礎控除を受けて単独課税を受けて、それによつて所得税の課税を受けた方が得だといふ人は、これは今度原則として分離課税をすることにいたしましたので、むしろその方で行つた方がいゝのじやないかと考えます。従ひまして扶養家族の控除の申請を受けるものといひましては、結局所得一万二千円未満の人が有利になるわけでありまして、そういう場合におきましては、すべて年齢のいかんを問わず控除することにしたのでございます。なおこの法律上強制的に合算いたしますところの配偶者と未成年の子の場合におきましては、子が資産所得——利子所得と配当所得と不動産の賃貸所得、これ

らの所得がある場合には合算するわけでございますが、合算する場合におきましては、従ひましてかような所得の制限を設けないで、無條件に控除することにしたのであります。従ひまして配偶者等が資産所得がある場合におきまして合算する場合は、この所得の制限に關係なく扶養家族に該当するのでございます。分離課税を受けておる場合におきましては、むしろ所得がある場合におきましては、分離課税を受けて基礎控除を受けた方が有利でございますから、むしろそういうようなことによりまして、それ、安当な解決をはかつて、たうとうかと思つておるのをございまして、今度の制度の改正によりまして、扶養親族として新たに控除の見込みの人員が、勤労所得の場合におきましては七十四万七千人ほどふえて来るだらうと思つております。それから申告所得税の場合におきましては、全体で二百七十三万人ほど増加するだらうと見ております。この中で先ほど農林大臣からお話がありました、家族専従者の控除をすることにいたしてありますが、これは扶養家族と同額の控除でございます。その人員が新たに百九十九万人ほど増加するものと見ております。学生等が三十三万人程度、不具者が二十八万人、その他いろいろなものが十四万人程度ふえまして、申告所得では二百七十三万人程度、扶養親族として控除される人員がふえる。そういう前提で歳入額を計算いたしておるのでございます。

なおつけ加えておきますが、青色申告制度につきましては、今高橋長官のお話の通りでございますが、前は單に帳面をつけた場合におきまして、どう

いう法的効果があるかということ、実は前の臨時特例では何ら規定していませんのであります。今度の所得税法で、法人税法等によりましてその点を明らかにいたしましたので、この届出の時期につきましては、新法によりまして附則で大巾に延長いたしました。法律施行後二箇月内は青色申告をするという届出ができることにはいたしております。もちろんこれも一月から一定の帳面をつけている人の場合に限るのであります。新たに施行後つけ出すというのには間に合いませんが、一月前から例の特例法に該当する要件を備えておるような帳面をすでにつけておる人であつて、青色申告の制度を利用したいといふ人は、新法施行後二箇月以内に政府に申し出れば、條件がかなうということになります。これを、つけ加えて申し上げておきたいと思ひます。

○川島委員 扶養親族の範囲を拡大する場合に一万二千円以下、これは年所得でしようから一箇月千円、こういう程度のもので、資産所得や何かの場合には別ですが、当然勤労者としての家族の中で一万二千円以下の所得を持つておるといふものは、ほとんどないといふことになります。といふことは、同一家族で、しかもその子弟が一万二千円以下でなければ、扶養家族として認められないといふことは、年齢のいかんにかかわらず、結局においては扶養家族で従来と同じような建前において適用されるという形になるのではないかと。そうするとこの一万二千円以下と区切つたといふことは、勤労所得者に對する考え方でなくて、むしろ資産所得方面をねらつたのではないかといふ

考え方になるのであります。その点はどういうふうになるのであります。○平田政府委員 御承知の通り、今回の所得税法の改正案によりまして、所得は原則として分離して課税することにしたのであります。合算しますのは、配偶者と子供の資産所得だけでありまして、あとは一切所得は分離して課税するのでございます。従ひましては、一定の人が勤め等をやりましたり、あるいは同じ同居家族でありまして、別に事業所得があるとあつたような場合におきましては、それそれぞれ分離して課税することができ。そうしますとそれ、二万五千円

の基礎控除ができるのであります。従ひましては、二万五千円の基礎控除をして、そのほかにさらにほかの所得者から扶養控除を受けるという必要はなからう、かような考え方でありまして、従ひまして一万二千円以下の所得のある人だけが、結局におきまして扶養控除の申請をして来る。こういうことになる。扶養控除の申請をして来る場合におきましては、その反面今度はその人にいやくも所得があれば、やはり合算して課税する、かような考え方でございます。それから資産所得の場合につきましては、今申し上げましたように、無條件に配偶者と子供の資産所得は、法律上強制的に合算課税をやるわけでありまして、この場合におきましては、たとえば奥さんが配当所得が二万円あつたからといつて控除しないといふことになりまして、基礎控除もできない、扶養控除もできないことになる。これはやはり不合理であるか

ら、そういう場合におきましては、一万二千円の資産所得がありまして、やはり扶養控除は認めよう、こういうわけでありまして、従ひまして、結局一万二千円の資産所得以外の所得がある場合におきましては、分離課税を受けることによりまして二万五千円の基礎控除ができる、こういうことになるのでございます。

○川島委員 その分離課税はわかりましたが、分離課税をしたそれ、同一家族の最後のやはり合算課税というものは行方方針になつておりますか。○平田政府委員 さうでございます。分離課税をするといふのはまさにその通りでございます。兄弟でも親子でも、事業所得が別々にあるといふ場合、あるいは事業所得と勤労所得とある。お父さんが農業をやつていて、むすこさんがどこかへ勤めておる。こういう場合は全然別個の課税をいたします。

○川島委員 そうでなくて、分離課税をして、その次に家族全体の総合所得に對して、また課税をするという従来のやり方をやるのですか。

○平田政府委員 それをとりやめるのが、合算制をやるといふことでございまして。それをやりますのは、今申し上げましたように配偶者と未成年の子供の配当所得と利子所得と不動産所得、こういう純然たる資産所得で、名義が簡單につけかえることができるもの、こういうものは、分離課税をいたしますと、日本の実情ではいろいろ負担關係がかへつて不公平になる場合がございまして、それだけは合算します。それ以外は原則として合算しない、こういうことでございます。

○川島委員 まだありますが、本日はこの程度で……。

○小山委員長代理 それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時十六分散会

〔参 照〕

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年三月三十日印刷

昭和二十五年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所